

目次

第1章 計画について.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	2
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	5
1 統計からみる本市の状況.....	6
2 アンケート結果からみえる現状.....	13
3 第2期計画期間中における予測.....	18
4 子育て支援に関する課題.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1 計画の基本理念.....	26
2 計画の基本目標.....	27
3 横断的に取り組む共通施策.....	28
4 施策体系.....	30
第4章 子ども・子育ての施策展開.....	31
基本目標1 子どもと親が健やかに過ごせる.....	32
基本目標2 働きながら子育てする家庭を支援する.....	41
基本目標3 みんなで子育て家庭を応援する.....	46
第5章 重点5か年事業.....	51
1 第2期計画期間に取り組む重点事業.....	52
2 教育・保育について.....	54
3 地域子ども・子育て支援事業について.....	60
第6章 推進体制.....	69
1 計画の推進体制.....	70
2 進捗状況の管理.....	70
3 教育・保育の一体的提供・推進体制について.....	71
資料編.....	73
1 施策における具体的な事業.....	74
2 各種アンケート調査の実施内容.....	89
3 策定経緯.....	90
4 豊明市 子ども・子育て会議運営規則.....	91
5 豊明市 子ども・子育て会議委員名簿.....	93

第1章 計画について

1 計画策定の趣旨と背景

(1) 計画策定の趣旨

国では、平成 24 年に制定された認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築を図るため、総合的な取組を進めてきました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

豊明市（以下「本市」という）は、平成 26 年度に、「豊明市次世代育成支援行動計画とよあけキッズしあわせプラン」を内包する計画として、「豊明市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業における「量」の確保と「質」の向上に取り組んできました。

しかしながら、本市においても少子化や世帯規模の縮小、共働き世帯が増えたことによる教育・保育のニーズの多様化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しています。

◆子ども・子育てをめぐるサイクル



(2) 策定にあたっての政策動向

前回計画の後継となる本計画では、近年の政策動向を踏まえた内容を反映しています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

幼児教育・保育の無償化

平成 29 年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について 2017（骨太の方針 2017）」において実施が提言されており、その後、平成 30 年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。これにより、令和元年 10 月から、教育・保育施設の利用料が一部無償化されました。

子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を 2020 年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行）の改正が行われました。

新・放課後子ども総合プラン

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上などを受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体型の教室を全国で 1 万か所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化などを図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進などの所要の措置を講じます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正

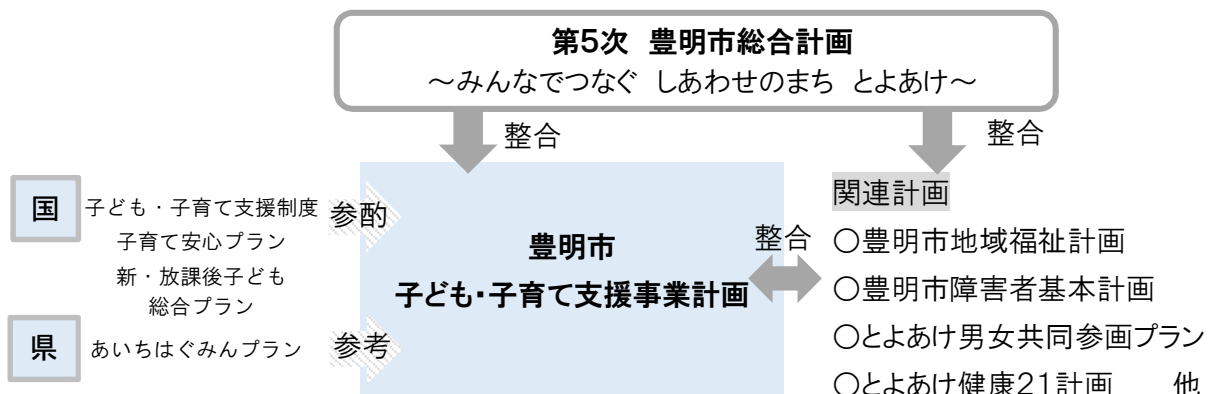
厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」によると、わが国の6人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行しています。その後、一部改正により、子どもの貧困対策推進計画策定が努力義務化されました。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、近年の政策動向を踏まえて策定しています。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく施策や母子保健計画、「新・放課後子ども総合プラン」を参酌した、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として策定するものです。

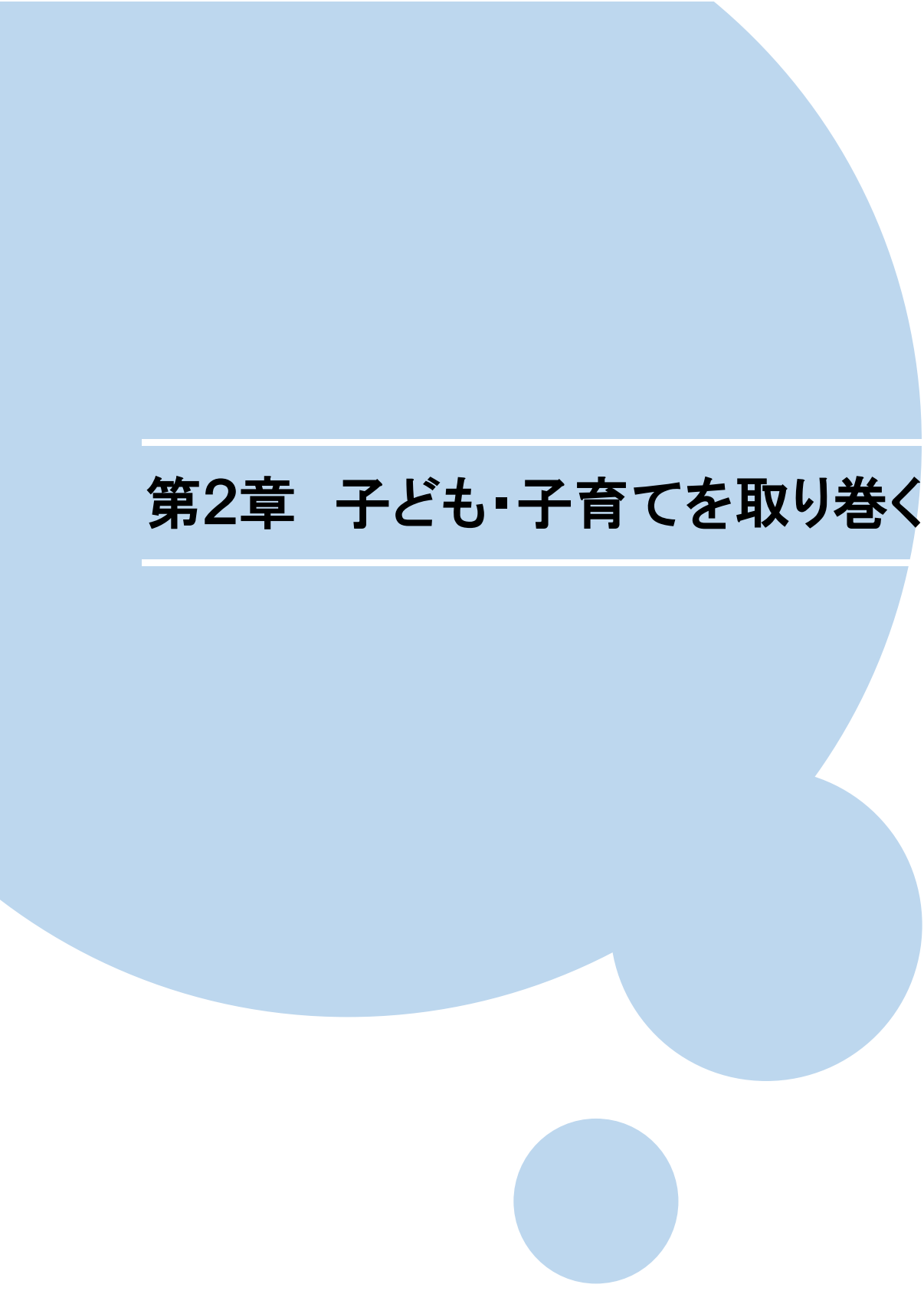
◆他の計画との関連性



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度 令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期豊明市子ども・子育て支援事業計画					第2期豊明市子ども・子育て支援事業計画				



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計からみる本市の状況

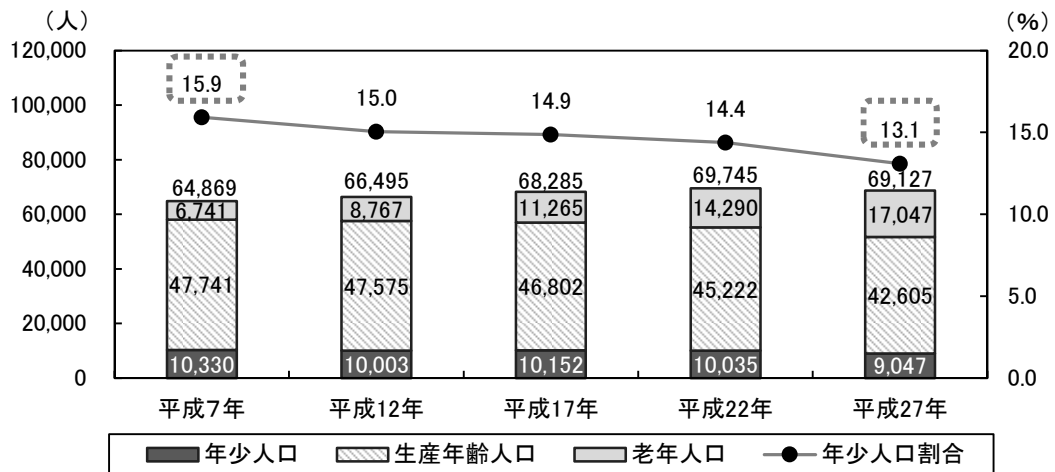
(1) 人口の状況

① 人口の推移

○人口の推移をみると、平成22年までは、人口は増加傾向にありましたが、平成27年には減少に転じています。

○年少人口の推移をみると、平成7年の15.9%と比較すると、平成27年には13.1%と減少しており、少子化が進行していることがわかります。

◆人口の推移

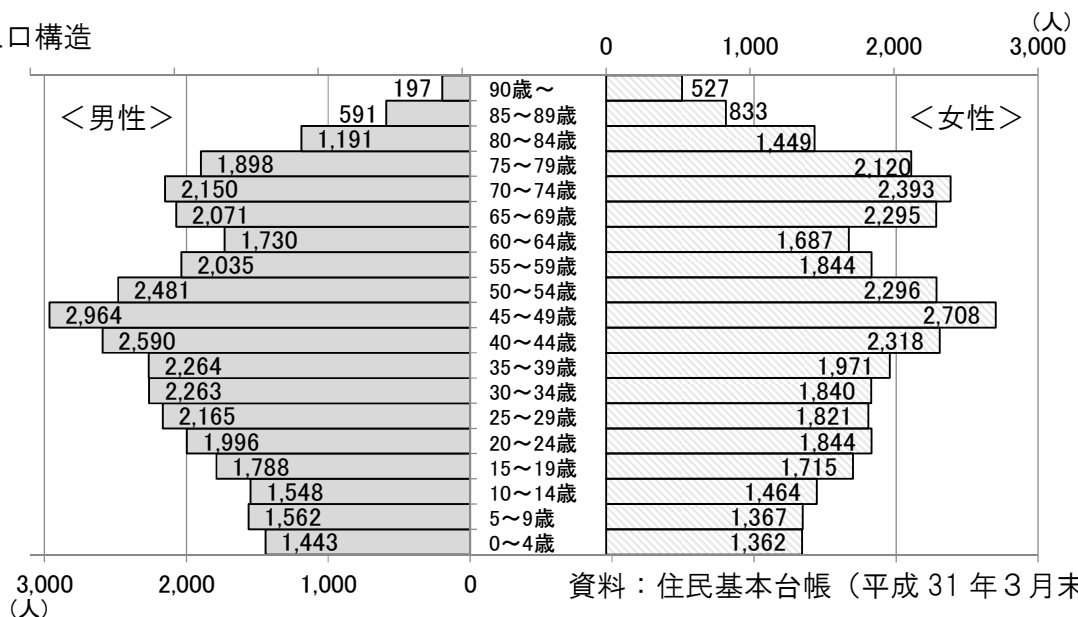


資料：国勢調査（年齢不詳を含むため、3区分の合計は一致しません）

② 人口構造

○人口構造をみると、女性よりも男性の人口が多いことがわかります。

◆人口構造



資料：住民基本台帳（平成31年3月末時点）

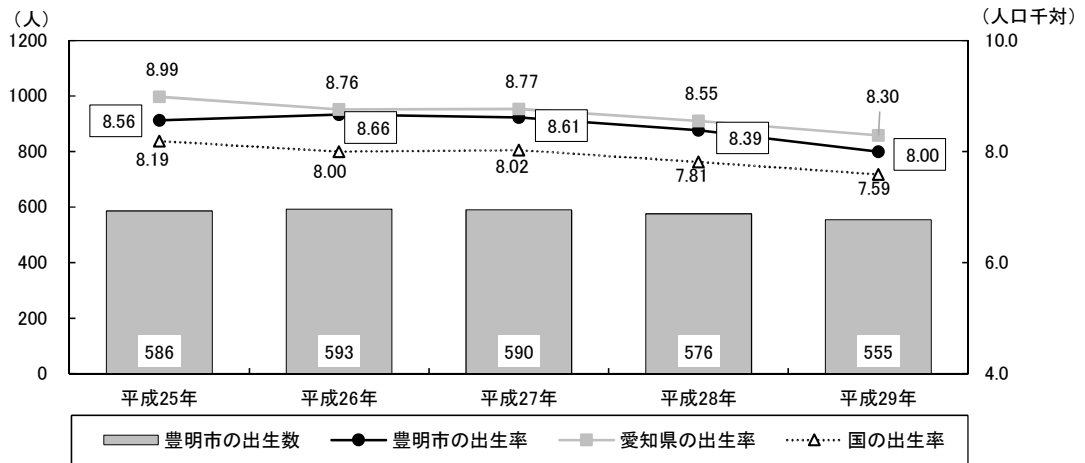
(2) 子どもの状況

① 出生率の推移

○出生数は、増減を繰り返しながら推移しています。

○人口千人あたりの出生数については、国よりも高くなっていますが、愛知県よりは低くなっています。

◆ 出生数の推移、人口千人あたりの出生数



資料：愛知県統計

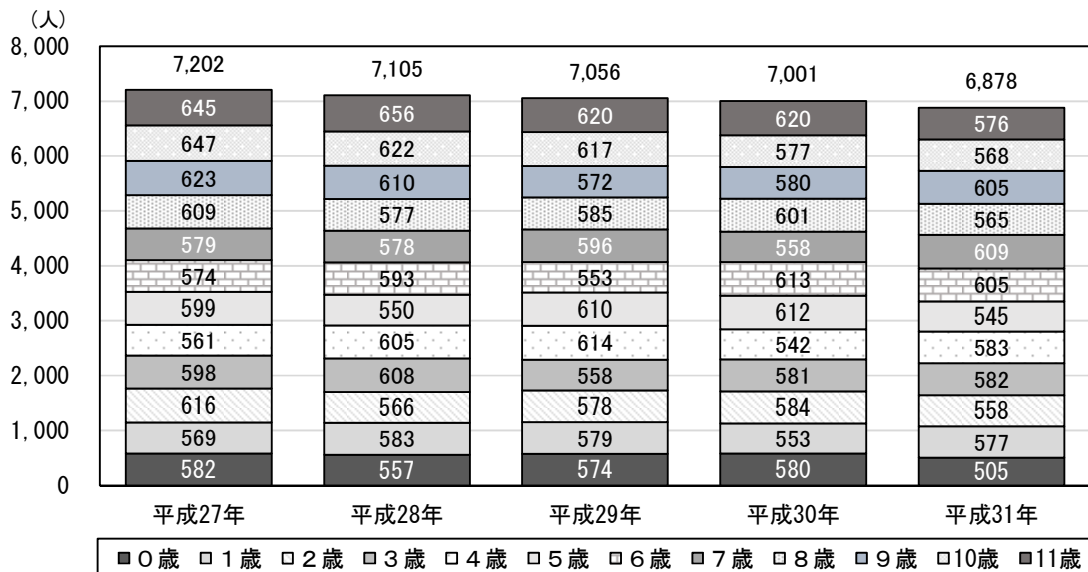
② 児童数の推移

○0歳から5歳の児童数の推移をみると、平成29年より減少傾向にあります。

○6歳から11歳の児童数の推移をみると、平成27年より減少傾向にあります。

○どの年齢層も増減を繰り返していることがわかります。

◆ 児童数の推移

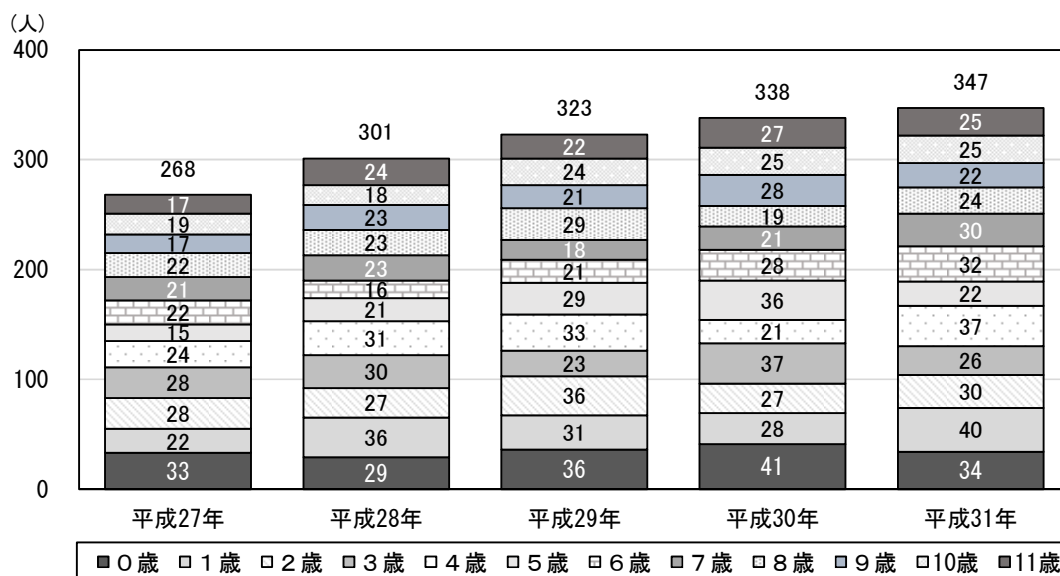


資料：住民基本台帳(各年3月末時点)

③外国人児童数の推移

- 0歳から5歳の児童数の推移をみると、平成27年より増加傾向にあります。
- 6歳から11歳の児童数の推移をみると、平成27年より増加傾向にあります。
- 全体として、外国人児童数は年々増加しています。

◆外国人児童数の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

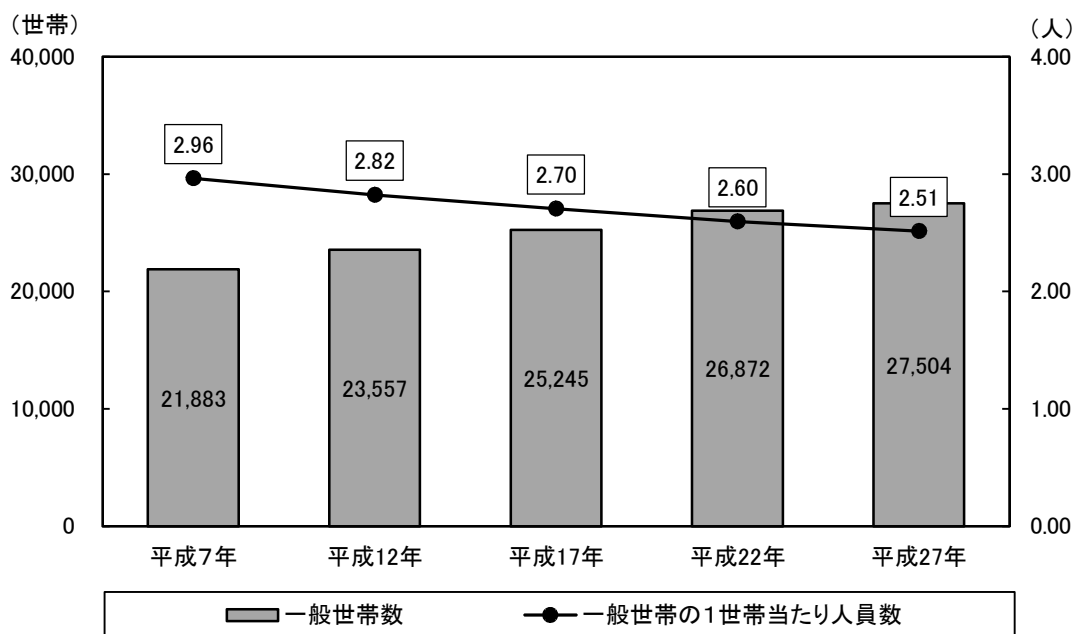


(3)子育て世帯の状況

①世帯の状況

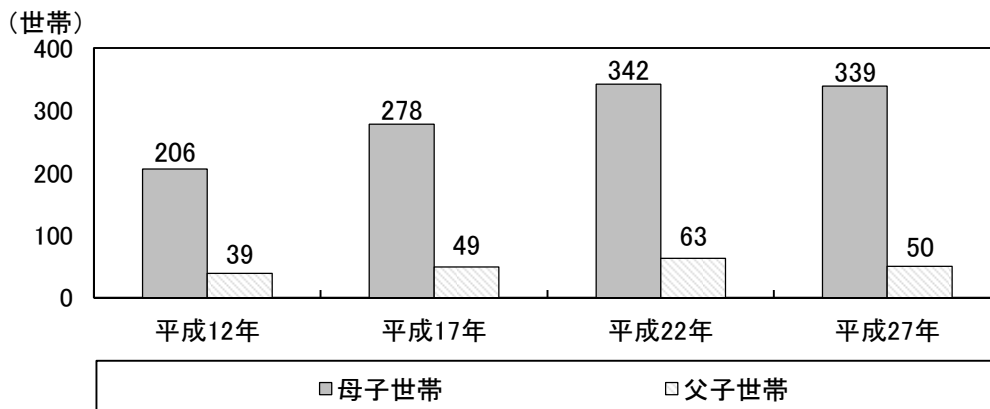
- 世帯数と一世帯当たりの人員数をみると、平成7年より、世帯数が増加傾向に対して、人員数は減少傾向にあります。
- 母子家庭、父子家庭の状況をみると、平成12年より、母子家庭、父子家庭ともに増加傾向にあります。

◆世帯数と世帯人員数の推移



資料：国勢調査

◆母子家庭、父子家庭の推移



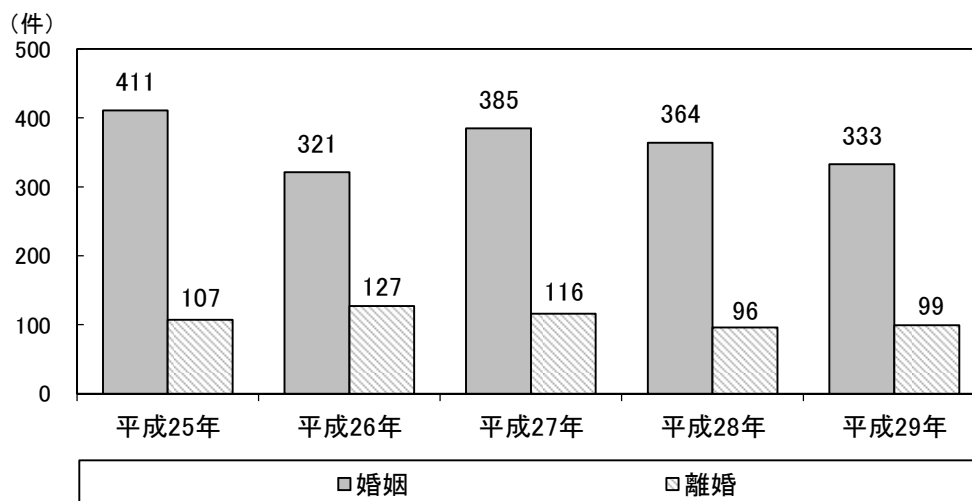
資料：国勢調査

②婚姻数と離婚数、未婚率の推移

○婚姻数、離婚数ともに、平成25年と比較すると減少傾向にあります。

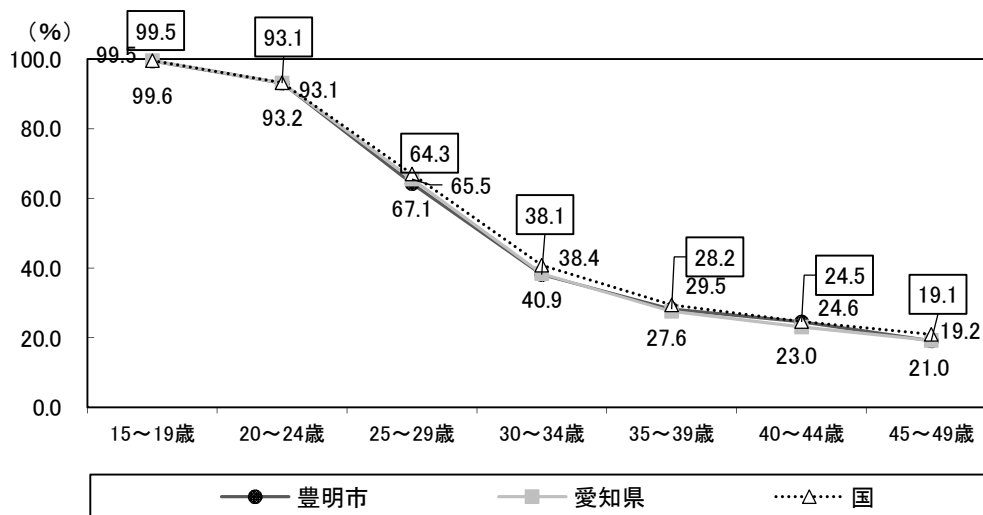
○未婚率をみると、25歳から34歳で、国、愛知県よりも低くなっています。

◆婚姻数と離婚数



資料：豊明市統計

◆未婚率（国・愛知県比較）



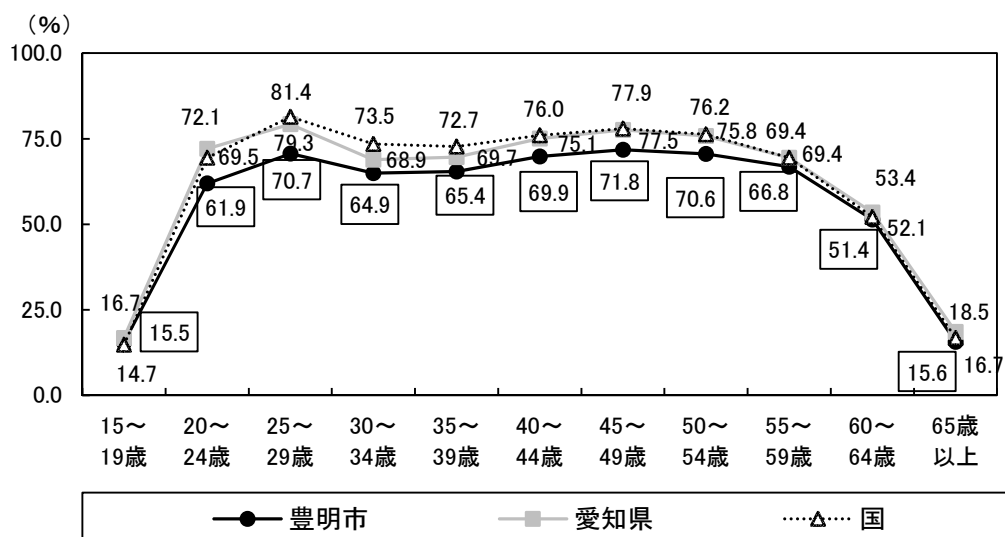
資料：国勢調査(平成27年)

③女性の労働の状況

○女性の労働力率をみると、国、愛知県よりも低くなっています。

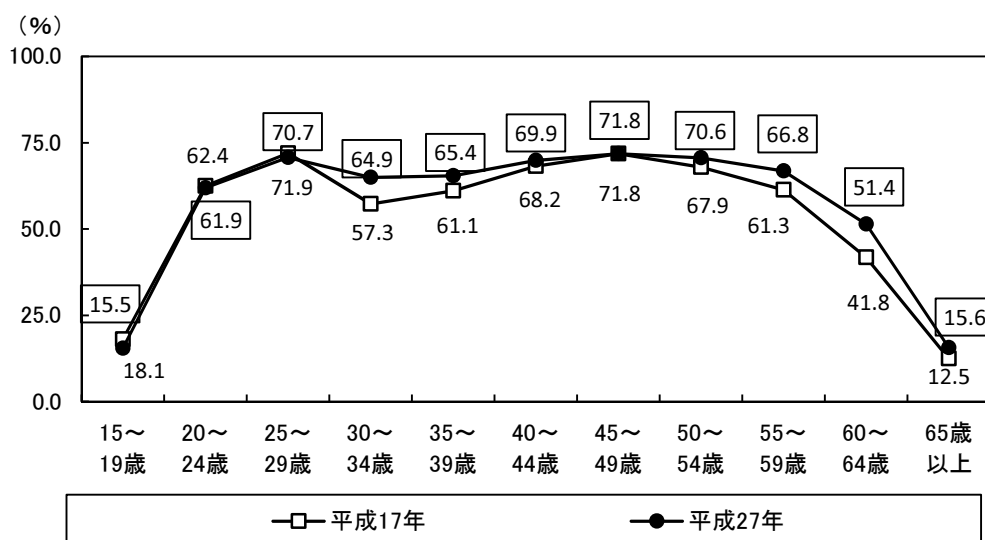
○子育て家庭として想定される20歳代後半から40歳代前半の労働力率は、10年前を踏まえても、高くなってきています。

◆女性の労働力率（国、愛知県比較）



資料：国勢調査（平成27年）

◆女性の労働力率（経年比較）



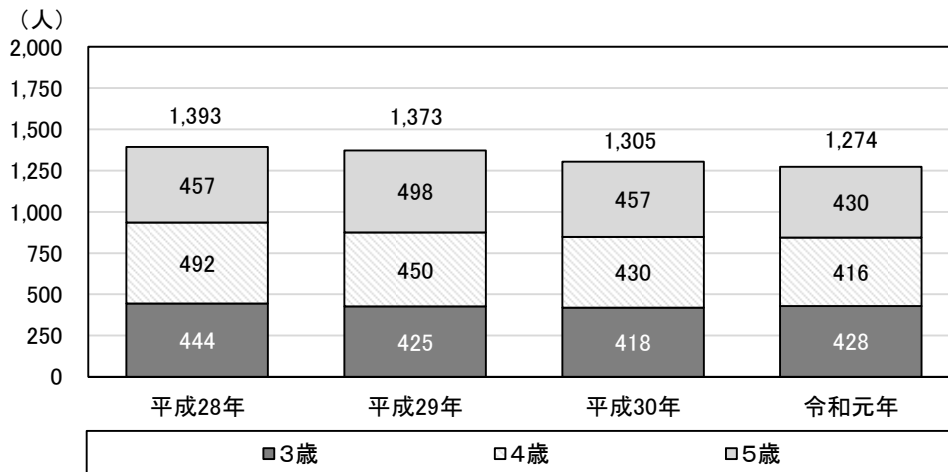
資料：国勢調査

(4) 教育・保育の状況

① 幼稚園の園児数について

○ 幼稚園児童数をみると、平成 28 年より減少傾向にあります。

◆ 幼稚園児童数の推移



資料：豊明市（各年5月1日時点）

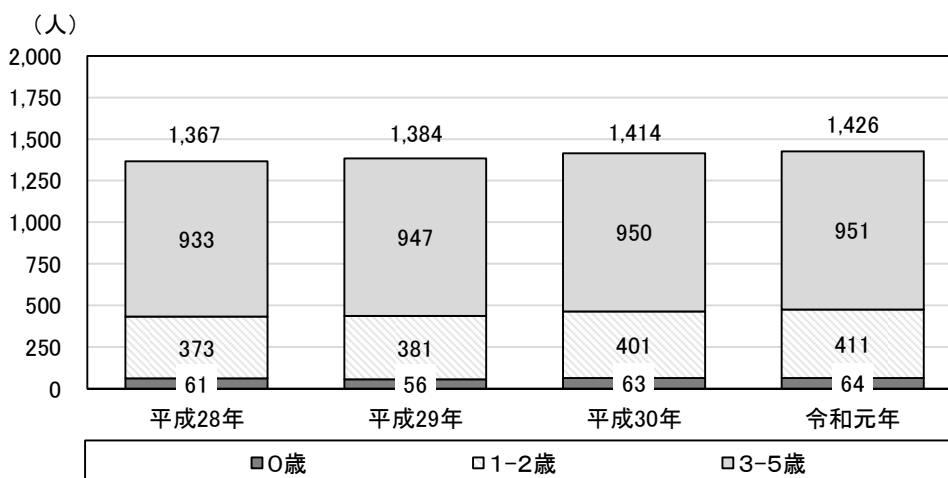
* 幼稚園児童数は、本市外からの利用者も含んでいます。

② 保育所等の園児数について

○ 保育所等児童数は、平成 28 年よりやや増加傾向にあります。

○ 特に、0 歳から 2 歳児童数は年々増加しています。

◆ 保育所等児童数の推移



資料：豊明市（各年10月1日時点）

2 アンケート結果からみえる現状

平成 30 年に実施した就学前児童及び小学生児童の保護者に対するアンケート調査結果を中心に抜粋し、傾向を掲載しています。

母親の就労状況

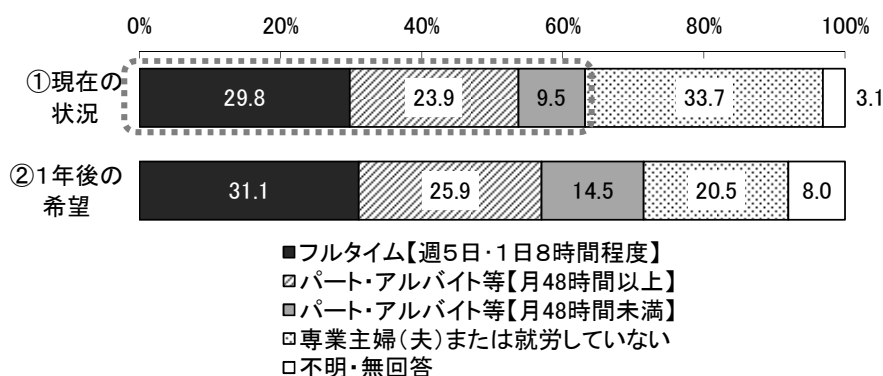
フルタイムやパート・アルバイト等で働いている方は、全体の**63.2%**と前回調査時(平成 25 年:54.8%)よりも高くなっています。

また、1年後の希望をみると、専業主婦(夫)の割合が低く、今後の就労意向も高いことがわかります。



◆ 母親の就労状況

全体(N=1,626)

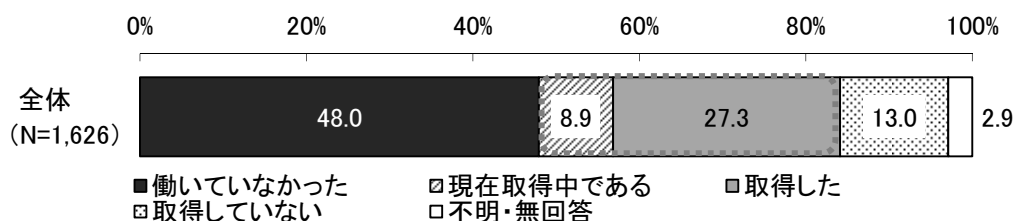


育児休業等取得状況



育児休業等を取得している方は、全体の**36.2%**です。前回調査時(平成 25 年:27.8%)より多くなっています。

◆ 育児休業等取得状況



平日の教育・保育事業(幼稚園・保育所等)の利用状況

教育、保育事業(幼稚園・保育所等)の利用状況は、全体の**60.2%**です。

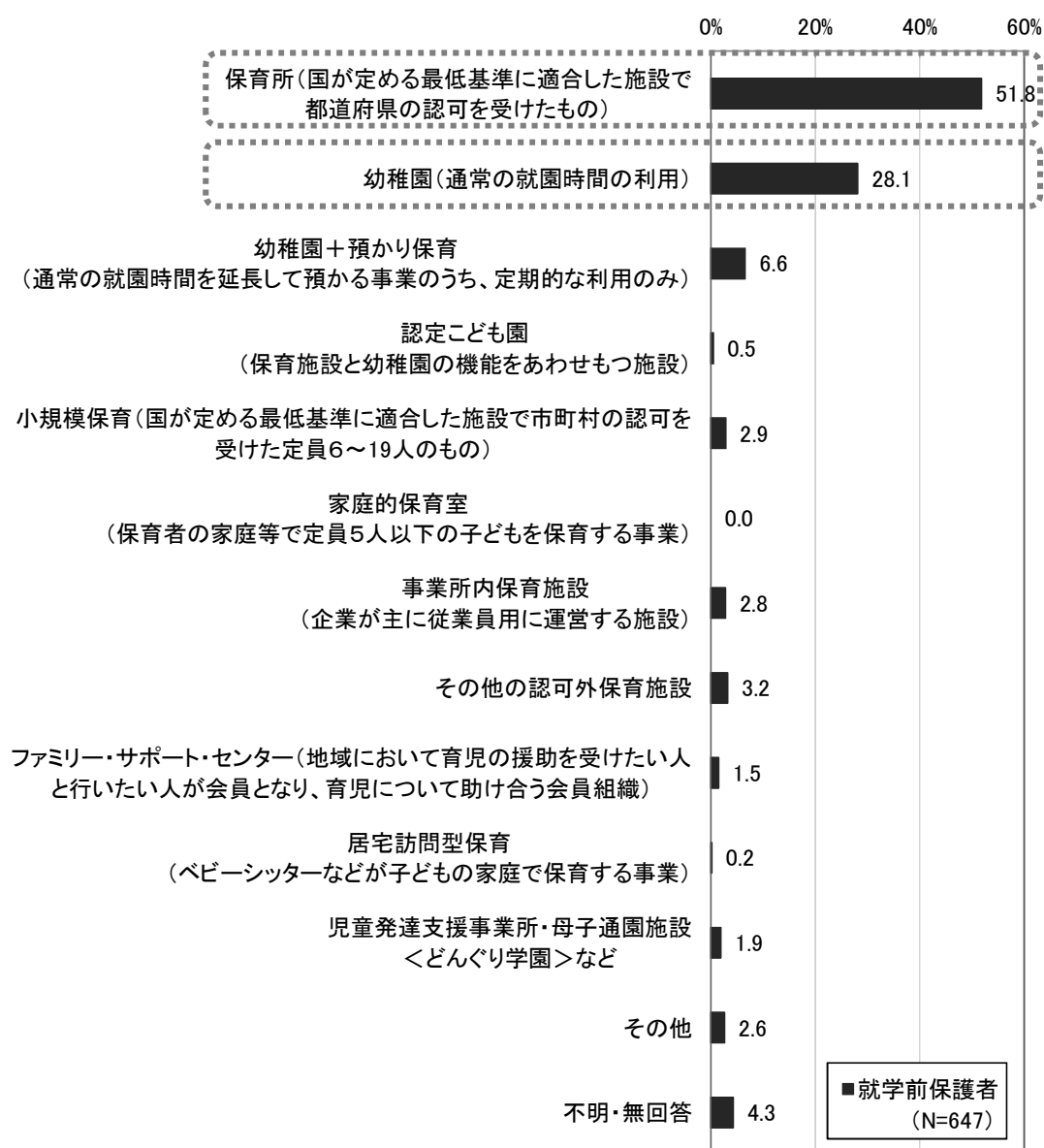
前回調査時(平成 25 年:57.1%)よりも高くなっています。

最も利用している事業は、保育所等で**51.8%**、

幼稚園で**28.1%**となっています。



◆利用している教育・保育(幼稚園・保育所等)の状況

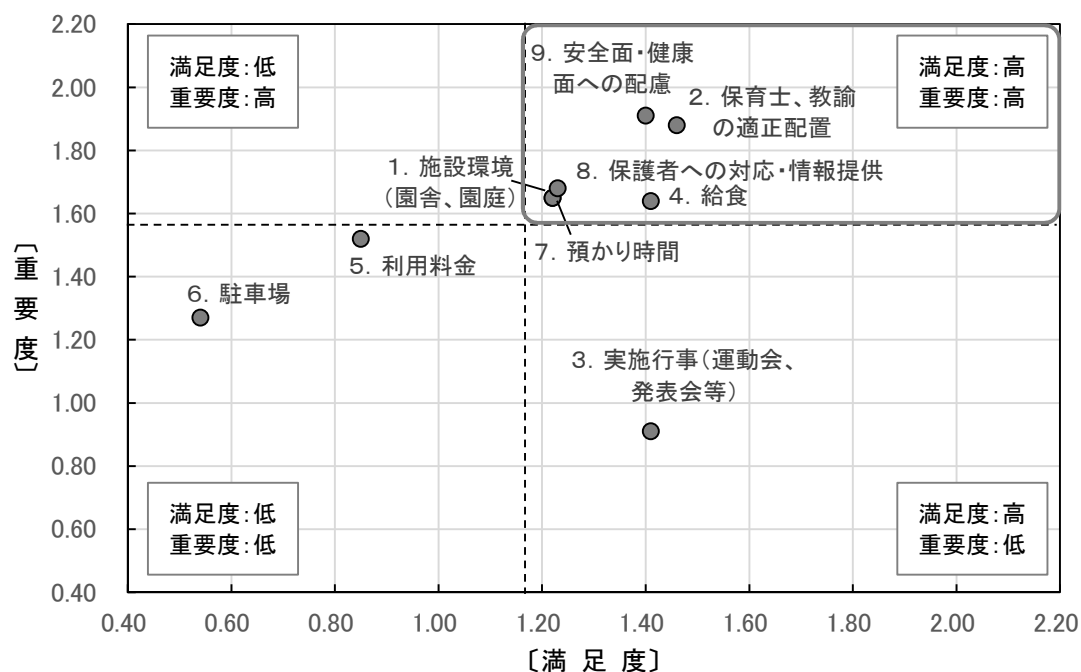


教育・保育(幼稚園、保育所等)について

教育・保育事業(幼稚園、保育所等)を利用している中での満足度と、今後重要だと思う重要度を掛け合わせるとおおよそ**保護者のニーズに合った事業を展開できている**ことがわかります。
 「9. 安全面・健康面への配慮」や「2. 保育士、教諭の適正配置」は満足度も高く、重要度も高くなっています。



◆教育・保育事業(幼稚園、保育所等)の満足度×重要度



《加重平均》

	満足度	重要度
1. 施設環境(園舎、園庭)	1.22	1.65
2. 保育士、教諭の適正配置	1.46	1.88
3. 実施行事(運動会、発表会等)	1.41	0.91
4. 給食	1.41	1.64
5. 利用料金	0.85	1.52
6. 駐車場	0.54	1.27
7. 預かり時間	1.22	1.65
8. 保護者への対応・情報提供	1.23	1.68
9. 安全面・健康面への配慮	1.40	1.91
	1.19	1.57

加重平均とは…

全9項目について、「満足度」「重要度」ともに4段階評価で、点数に回答者数を乗じ、それぞれの項目の指数とします。

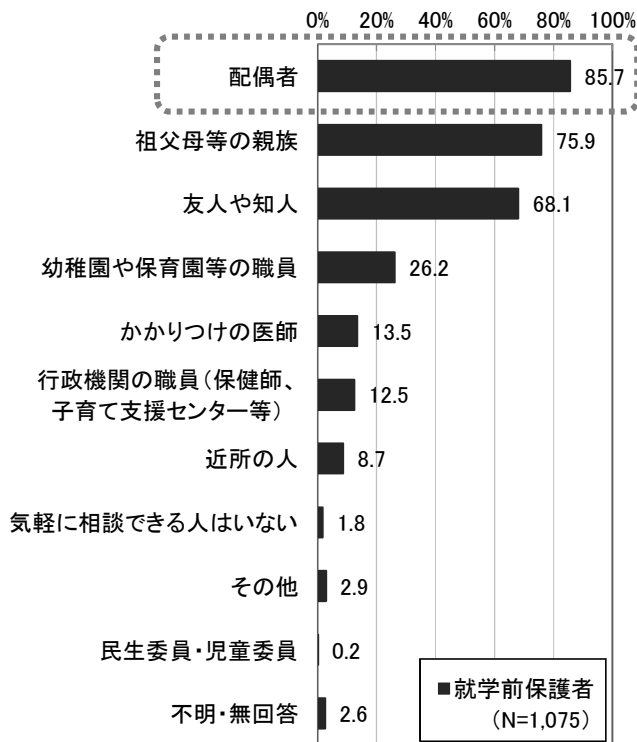
子育てに関して相談できる相手

子育てに関して相談できる相手は、一番多いのは「配偶者」で**85.7%**です。

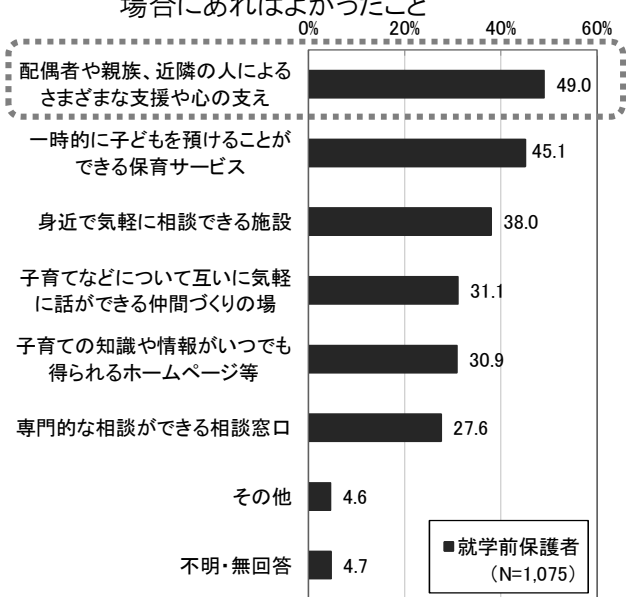
その次に、「祖父母等の親族」、「友人や知人」となっています。



◆子育てに関して相談できる相手



◆子育てに不安や悩み、負担を感じた場合にあればよかったこと



子育てに不安や悩み、負担を感じた場合にあればよかったこと



子育てに不安や悩み、負担を感じた場合にあればよかったことは、「配偶者や親族、近隣の人によるさまざまな支援や心の支え」が多くなっています。

次いで、「一時的に子どもを預けることができる保育サービス」や「身近で気軽に相談できる施設」も多くなっています。

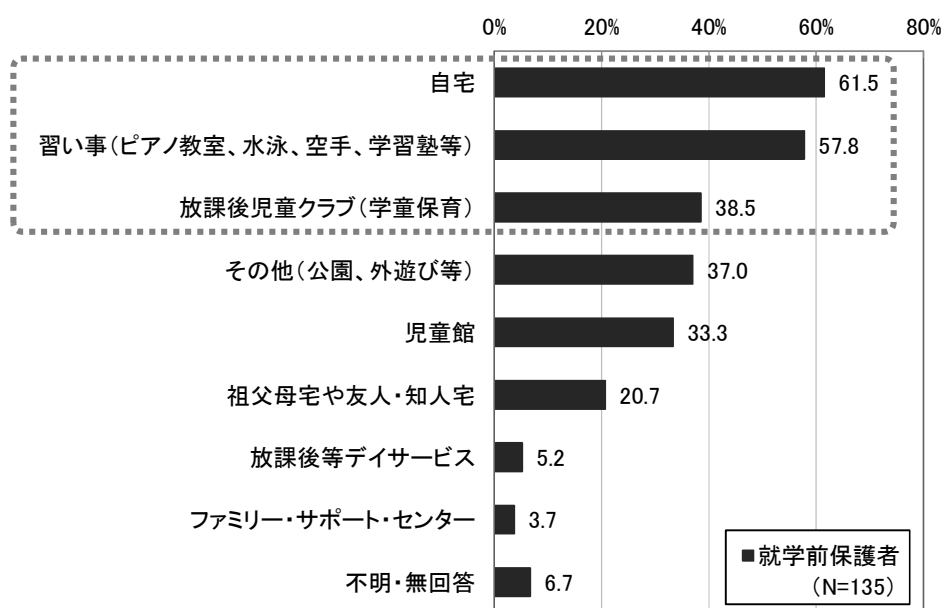
放課後の子どもの過ごし方について

放課後の子どもの過ごし方については、「自宅」、「習い事」を希望している保護者が多くなっています。

放課後児童クラブは**38.5%**と前回調査(平成25年:36.4%)よりも高くなっています。



◆放課後の子どもの過ごし方

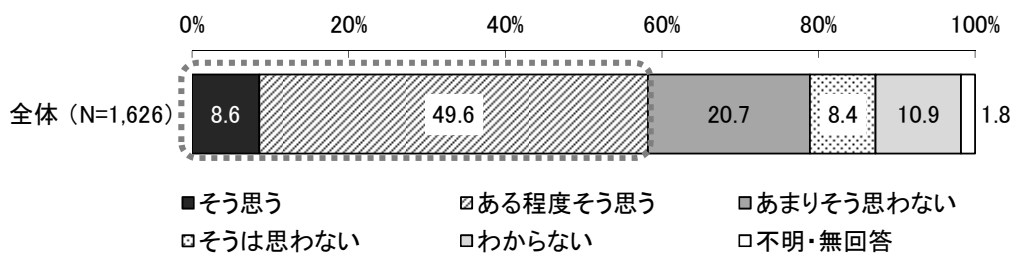


子育てしやすいかどうか



子育てしやすいかどうかについて、ある程度そう思う方も含めると**58.2%**です。

◆子育てしやすいかどうか



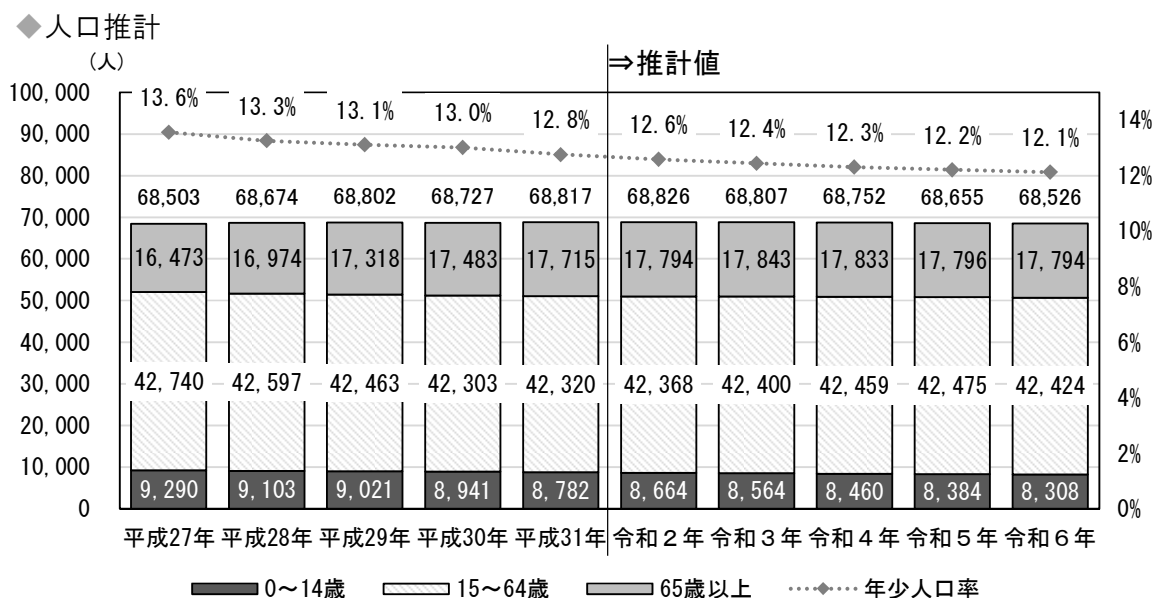
3 第2期計画期間中における予測

(1) 人口の今後の見通し

①人口推計

○人口の見通しをみると、令和2年より減少に転じますが、第2期の計画期間中は、大きな減少はなく、緩やかに減少するものと予測されます。

○年少人口（0歳から14歳まで）率は、減少傾向にあり、平成27年では13.6%のところ、令和6年には12.1%まで減少するものと予測されています。



資料: コーホート変化率による人口推計

(平成27年～平成31年、各年4月1日時点の5年間のデータをもとに推計)

(総合計画や人口ビジョン等で算出している人口推計とは異なる算出を行っています。)

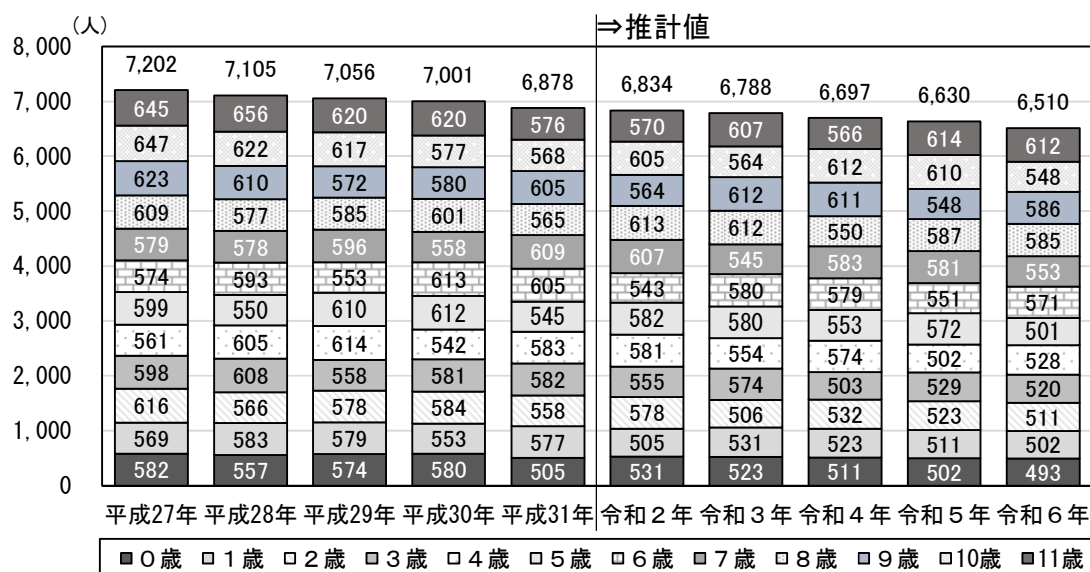
○ここ数年の年少人口の減少から、今後も減少すると予測されています。

○少子化が進展していることから、少子化対策として、子育て支援のあり方を検討する必要があります。

②児童数の推計

- 児童数の見通しについてみると、平成31年の0歳人口が前年度に比べ、大きく減少していることが影響し、今後も減少すると予測されます。
- 平成27年から平成29年までの2歳から4歳までの人口は、第2期計画期間中は6歳以上となり、放課後児童クラブ対象年齢となり、今後もニーズが高くなる可能性があります。

◆0-11歳児童数推計



資料：コーホート変化率による人口推計

(平成27年～平成31年、各年4月1日時点の5年間のデータをもとに推計)

- 保育ニーズは高まりをみせていることから、児童数が減少していても、入園児童数は減少しない可能性があります。
- 保育ニーズの高まりは、放課後児童クラブの申込み者数にも影響します。放課後児童クラブの申込み者数は、年々増加しており、児童数は減少すると予測されるものの、放課後児童クラブの需要は今後も増えると考えられます。

(2) ニーズ調査結果からみる変化

母親の就労状況

フルタイムやパート・アルバイト等で働いている方は、前回調査時よりも高くなっていました。今後も就労している母親は増えると予測されます。



育児休業等取得状況



育児休業等を取得している方は、前回調査時よりも多くなっていました。女性活躍社会の実現に向けた企業の取組が活発になれば、ますます増えると予測されます。

平日の教育・保育事業(幼稚園・保育所等)の利用状況

母親の就労状況等から、教育・保育事業(幼稚園・保育所等)の利用は今後も減少しない可能性があります。特に保育所等に対するニーズは高くなっていくと予測されます。



放課後の子どもの過ごし方について



保育ニーズの高まりから、放課後児童クラブのニーズはますます高まってくると予測されます。

- 保護者の就労状況は、統計資料を踏まえても、働く母親が多くなっていることがわかります。
- 今後、幼児教育・保育の無償化もスタートしている中で、心理的な影響として「子どもを預けて、働く」というニーズにプラスに働くことが予測されます。

4 子育て支援に関する課題

統計資料、ニーズ調査、ヒアリング調査等を踏まえ、考えられる課題のキーワードは下記の通りです。キーワードごとに課題をとりまとめ第2期計画の方向性を定めます。



① 子育て家庭の環境変化

統計資料

○1世帯あたりの人員数の減少による核家族化が進行しています。

○子育て世代の女性の労働力率は10年前より増加しています。

ニーズ調査

○就労しているまたは就労したいと考えている母親が多くなっています。

○育児休業を取得されている方が多くなっています。

ヒアリング調査

○結婚を機に転入されている保護者も多くなっています。

○子育てを機に離職されている方もいずれは働きたいと考えています。

○訪問事業を通して、保健師等とのつながりができていることは、保護者にとっての子育ての支えとなっています。

今後の方向性

核家族化の進展や就労している母親の増加など、子育てを巡る環境や子育て家庭のニーズは多様化しています。保護者に寄り添った子育て施策を展開するため、多様なメディアを活用した情報発信などを検討する必要があります。

②保育ニーズの高まり

統計資料

- 保育所等を利用している方が多くなっています。
- 子育て世代の女性の労働力率は10年前より増加しています。(再掲)

ニーズ調査

- 就労しているまたは就労したいと考えている母親が多くなっています。(再掲)
- 保育所等の利用希望が増えています。

ヒアリング調査

- 育児休業中で、早期に復帰される方もいます。
- 保育所等の実感として、低年齢児の保育需要は今後も緩やかに伸びると考えられています。

今後の方向性

就労している母親が増える中で、保育需要は今後も増加すると考えられます。状況を踏まえた幼稚園・保育所等の受け皿の確保策を検討する必要があります。

③放課後児童クラブの需要

ニーズ調査

- 放課後児童クラブの希望者・利用者が増加しています。
- 就労しているまたは就労したいと考えている母親が多くなっています。(再掲)
- 放課後児童クラブの育成時間の延長を希望している保護者もいます。

今後の方向性

全国的な放課後児童クラブの需要の高まりから、状況を踏まえた確保策の検討が必要となっています。

④地域における子育て支援

統計資料

○1世帯あたりの人員数の減少による核家族化が進行しています。(再掲)

ニーズ調査

○子育てに関する相談先について、「配偶者」「祖父母等の親族」「友人・知人」等身近な関係の方が最も多くなっています。
○子育てに悩みや不安を感じた際に望むことについては、配偶者や親族はもちろんのことながら、近隣の人によるさまざまな支援や心の支えとなっています。

ヒアリング調査

○親族だけでなく、近隣の人と一緒に子育てできる環境づくりが求められています。
○地域の人々と交流できる拠点が求められています。

今後の方向性

祖父母等の親族が同居または近居していることで、子育ての不安や負担が軽減されています。親族が同居、近居していない保護者への子育て支援策の充実が求められています。

⑤子育てのしやすさ

ニーズ調査

○半数以上は、子育てしやすいと感じています。
○子育てしやすいまちとなるためには、公園の整備や小学生の放課後の居場所づくり等が求められています。

ヒアリング調査

○児童館が利用しやすいと感じています。
○子育て支援センターや児童館等、職員の声かけに安心を感じています。
○児童館の利用について、放課後児童クラブの受け入れ人数が増加したために、就学前児童のお子さんをお持ちの保護者が利用しづらいという意見があります。

今後の方向性

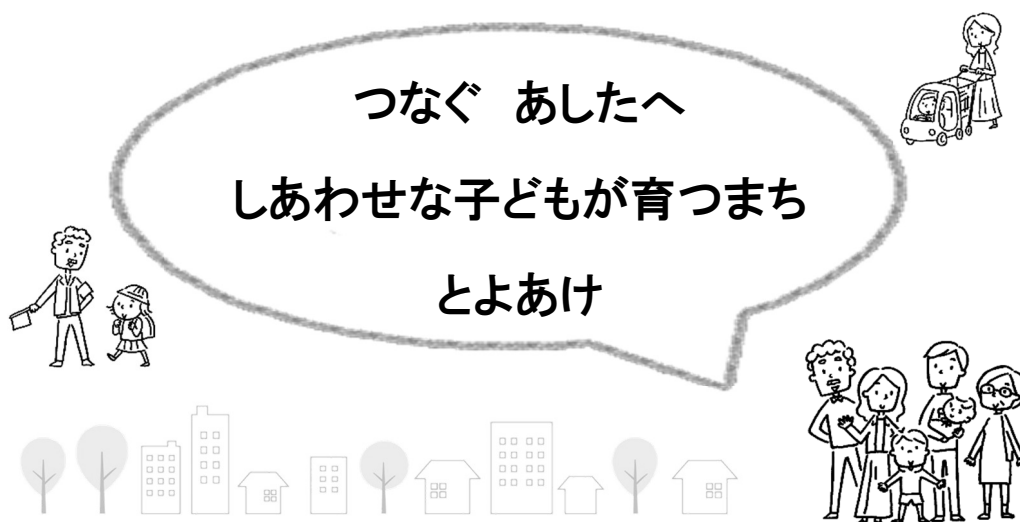
子育てしやすいまちだと感じている保護者が多い中で、さらに子育てしやすいまちとなるためには、子育てを支える身近な存在(祖父母等)がいることや使いやすい施設が身近にあるかが重要となります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、めざすべき基本理念を、次のとおり掲げます。



子どもの笑顔や元気に走る姿、本市でしあわせに育つ子どもの姿がそこにはあります。

年々、少子化が進展し、子どもの数が減ってきている中でも、保育所に申し込む保護者は増え、働きながら子育てをする世帯が多くなってきました。多様化する子育てニーズの中であって、子どものことを第一に考え、子どもの未来を考えることは、まちのあした（未来）を創る一歩になります。

子どもだけでなく、親がその子どもとともに健やかに育ち、安心して生み育てることができるように努めることで、さらに「子育てしやすいまち とよあけ」をめざします。

今回の計画においては、これまでの流れを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくとともに、「つなぐ あしたへ しあわせな子どもが育つまち とよあけ」を基本理念に子ども・子育て支援を推進することとします。

2 計画の基本目標

子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化する状況のなか、多様化するニーズを踏まえながら子どもと家庭を支援する計画である必要があります。

本計画の推進にあたっては、これまで取り組んできた考えを継承しつつ、次の3つを基本目標とし、計画の推進を図ります。

基本目標1 子どもと親が健やかに過ごせる

安心して子どもを生み、育てられる環境の整備と合わせて、妊娠中から産後の切れ目のない支援に努めます。

未来ある子どもの健やかな成長のために、乳幼児期健康づくりの充実を図ります。また、発達に課題を持つ子どもの育ちを支えるとともに、小学校就学後の教育環境の充実などに取り組めます。

また、子どもだけでなく、その家族の健康も支える取組を進めていきます。

基本目標2 働きながら子育てする家庭を支援する

働きながら子育てができるよう乳幼児期における幼児教育や保育の充実を図ります。核家族化や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化による多様な保育ニーズに対して、保育所及び放課後児童クラブの量的拡大に努めます。

また、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進します。

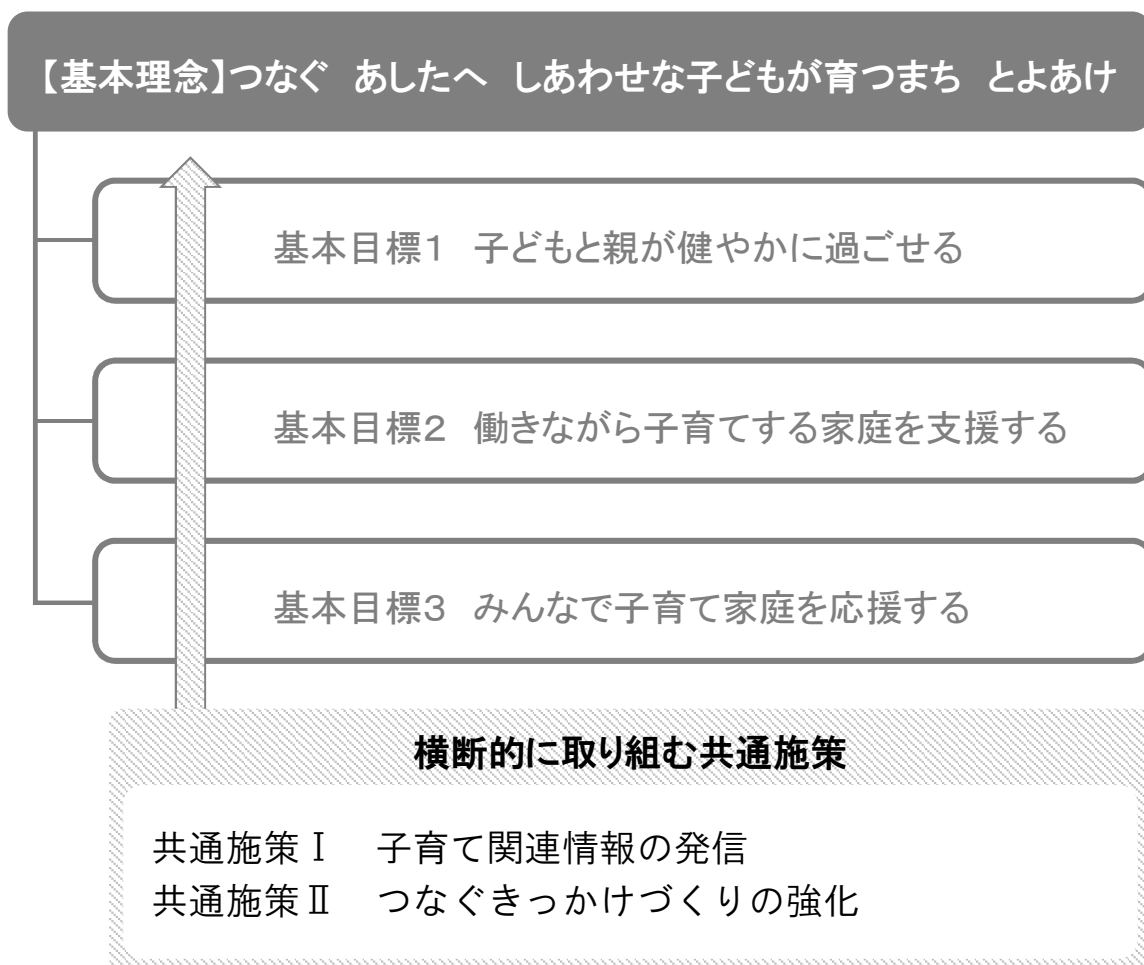
基本目標3 みんなで子育て家庭を応援する

家庭環境にかかわらず、子育てをしている全ての家庭に対して、きめ細やかに相談・対応できる体制づくりなどに取り組めます。

また、安全で安心して子育てができるよう施設の環境整備や地域で安心して交流できるように、快適な居場所づくりに努めます。保護者が社会から孤立しないよう地域、企業、行政が一体となって子育てを応援できる環境づくりに取り組めます。

3 横断的に取り組む共通施策

各基本目標について、横断的に取り組む共通施策を設定します。多様化する情報入手方法や、地域でのネットワークの変化に対応し、基本理念にもとづき、基本目標全体を「つなぐ」施策としています。



共通施策Ⅰ

子育て関連情報の発信

欲しいときにストレスなく情報を入手することは、子育てのしやすさにつながると考えられます。通信技術の進化により、子育て関連の情報入手方法が変化しています。広報での情報取得はもちろんのこと、スマートフォンのアプリやSNS等による情報取得も増えています。今後もICT、通信技術を活用した情報発信は深化するものと考え、本市ならではの情報発信方法を検討します。

①インターネット等を活用した情報発信

スマートフォン、タブレットの普及を踏まえ、インターネット等を活用した子育て関連の情報発信を継続し、一層の充実を図ります。

②子育て情報誌の作成

子育てに関する制度や施設の紹介など、子育てに関する情報誌「すくすくこども」を作成・配布します。

共通施策Ⅱ

つなぐきっかけづくりの強化

世帯数は増加しているものの、一世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、核家族化は進展しています。アンケート調査の結果でも、子育てに不安や悩み、負担を感じた場合にあればよかったことは、「配偶者や親族、近隣の人によるさまざまな支援や心の支え」が多くなっています。地域全体で子育てを支えるネットワークを構築するためのきっかけづくりを強化します。

①世代間交流の促進

児童館、子育て支援センターなどを中心に、地域における世代間交流を促進するためのイベント等の開催を検討します。

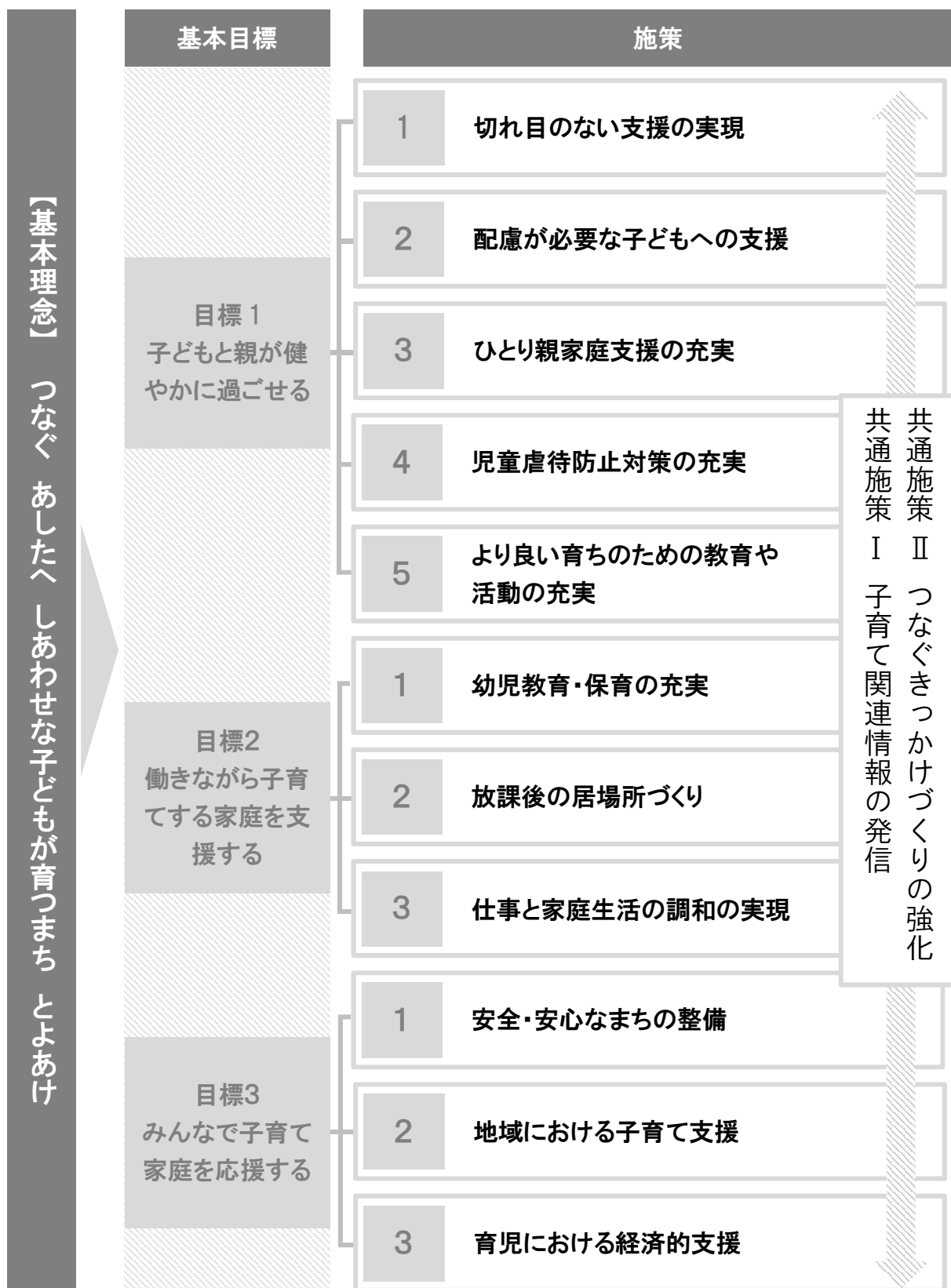
②子育て家庭が参加しやすいイベントの開催

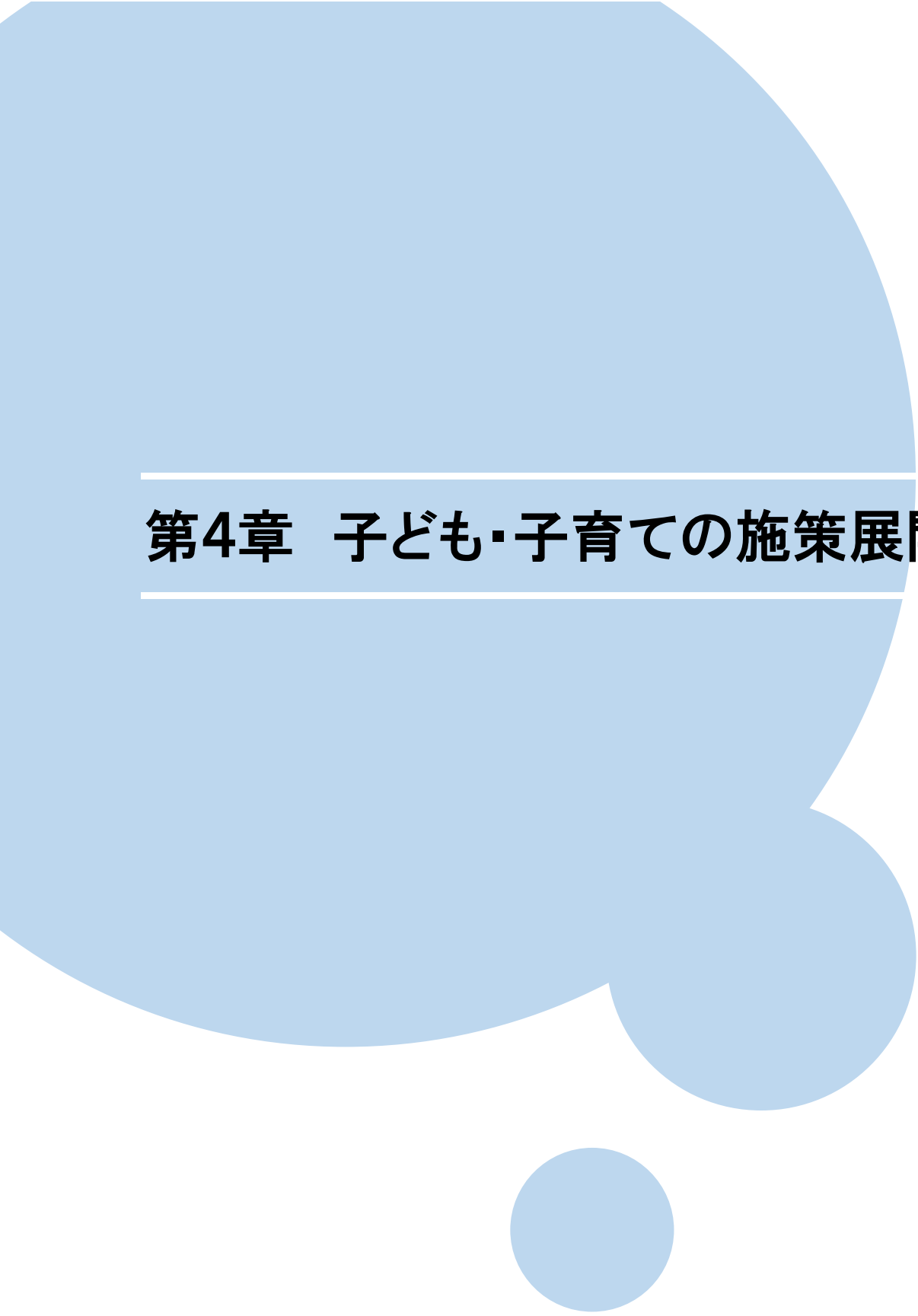
子育て家庭が子どもを連れて参加しやすいイベントの開催を検討します。

③児童館・子育て支援センターの利用促進

使いやすい施設をめざし、児童館・子育て支援センターの利用を促進します。

4 施策体系



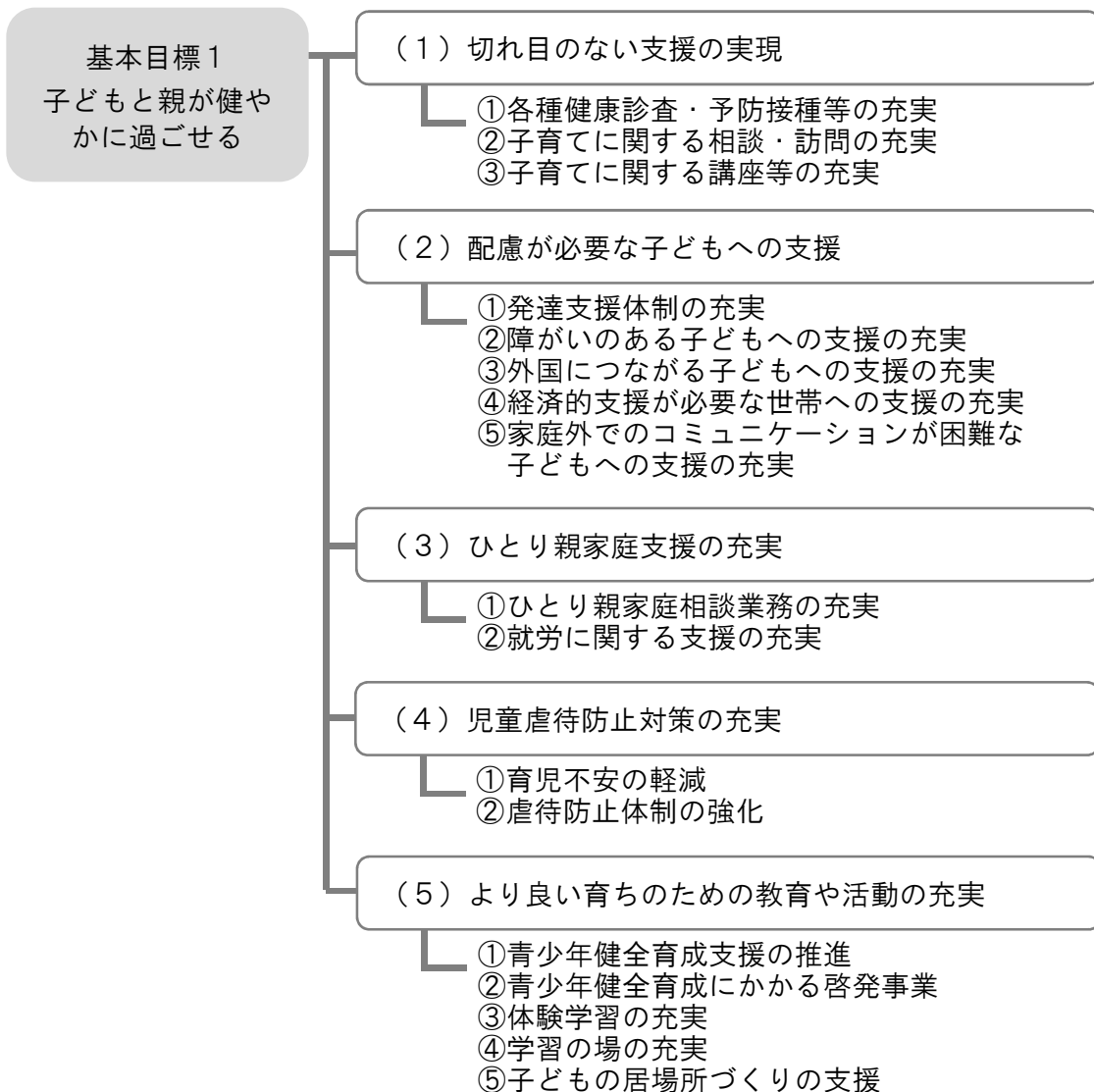


第4章 子ども・子育ての施策展開

基本目標1 子どもと親が健やかに過ごせる

本市の次代を担う子どもたちが健やかに過ごすためには、その子どもたちの保護者である親も健やかに過ごせなくてはなりません。そのためにも、妊娠期から親に寄り添い、安心して子どもを生み、育てることができるよう、切れ目のない支援の実現をめざす必要があります。未来ある子どもの健やかな成長のために、乳幼児期健康づくりの充実、また、発達が気になる子どもの育ちを支えるとともに、より良い育ちのための教育や活動の充実などに取り組みます。

【施策体系】



(1)切れ目のない支援の実現

現状課題

妊娠・出産期は、子育てにおいても不安が多い時期となります。特に、身近な親族からの支援が得られない、相談相手がいないなどの理由から地域から孤立してしまう妊産婦については、健診などの機会や訪問事業を通して支援につなげていく仕組みが必要です。

本市では、母子健康手帳交付時の関わりなどにより、妊娠時における母子の健康の保持増進や、妊娠・出産・育児に関する情報伝達、不安の解消を図っています。

方向性

気軽に子育てに関する相談ができる環境づくりや、マタニティクラスや子育てセミナーなどの実施により、親としての知識を得るための機会を提供します。

【推進する取組】

①各種健康診査・予防接種等の充実

母子の健康を確保するため、妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じて、各種健康診査や予防接種を実施します。

◆対象となる事業

母子健康手帳の交付／妊産婦健康診査／妊産婦歯科健診／
乳児健康診査／健康診査事業(3か月、1歳6か月、2歳3か月、3歳)／予防接種／
フッ素塗布

②子育てに関する相談・訪問の充実

母子の健康についての相談支援や訪問、情報提供を実施し、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整備します。

子育てに関する相談・情報提供において、親が気軽に相談し、円滑に必要な支援を受けられるよう努めます。また、子育て支援センター、児童館等においても子育てに関する相談を受けられる体制づくりを図ります。

◆対象となる事業

子育て支援センターでの子育て相談事業／乳児訪問・赤ちゃん訪問・養育訪問／
乳幼児訪問事業／巡回児童相談／健康テレホン 110 番／育児相談／
臨時保育室事業／けやき相談

③子育てに関する講座等の充実

親が子育ての喜びを実感し、健全な親子関係を構築できるよう、現在行っている子育てに関する講座等をさらに充実させ、託児室を設置するなど、より参加しやすい環境を整えます。

また、子どもの成長過程の早い段階から保護者が子育てに関して成長段階に合わせた知識を持つことは、その後の健全な親子関係の構築に大きな効果があることから、子どもが幼少期の時から親力を高めるための講座の拡充を図ります。

◆対象となる事業

プレママ交流会／マタニティクラス／各種講座の充実／楽・らく子育てセミナー／
離乳食講習会／幼児親子教室／児童館・子育て支援センターの運営



(2) 配慮が必要な子どもへの支援

現状 課題

障がいのある子どもについては、乳幼児健診など多様な事業の機会を通して早期発見・早期療育に取り組む必要があります。早期発見の増加により、相談や支援に対するニーズが高まってきており、各関係機関の連携強化が求められています。

近年、外国につながるの幼児・児童が増加しています。外国にルーツを持つ子どもについては、文化・言語の違いによって、地域や学校での生活、教育、進学などで困難が生じやすい状況にあります。

また、我が国では、就業しているひとり親家庭の半数以上が相対的貧困（全国民の所得の中央値の半分を下回っている状態）の状態にあることが指摘されており、子育て家庭の経済的基盤の安定は、子どもの育ちにとっても重要な要素となっています。

方向性

専門的な支援の他に保育所や小中学校において、支援の必要な子どもの早期発見や早期支援をめざします。すべての子どもがお互いに認め合い、助け合う社会とともに暮らす環境づくりを推進します。

【推進する取組】

① 発達支援体制の充実

子どもの身体や発達上の課題、親の子育てに関する不安や悩みを健診や相談事業などから把握し、早期に支援できる体制づくりに努めます。

また、妊娠期から子育て期にわたるまで、保護者が切れ目ない支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

◆対象となる事業

なかよし教室、たんぼぼ教室／子育て支援センターでの子育て相談事業(再掲)／
育児相談(再掲)／健康テレホン 110 番(再掲)／巡回児童相談(再掲)／
児童発達支援センターの整備／どんぐり学園／障がい児相談支援事業

②障がいのある子どもの支援の充実

障がいのある子どもの健全育成のため、関係機関との連携を図り、子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供します。

障がいの早期発見に努めるとともに、障がい児相談支援事業により、障がいのある子ども及びその家族の支援の利用に関する意向を確認のうえ、適切なサービスを利用できるよう努めます。

発達気になる子どもを受け入れている保育所等の支援体制の充実を図ります。

◆対象となる事業

どんぐり学園／障がい児相談支援事業／市立保育園等における障がい児保育／
市立小中学校における特別支援教育／障がい児特別支援療育事業／

③外国につながる子どもへの支援の充実

海外から帰国した幼児や外国人幼児等、外国にルーツのある子どもが円滑に教育・保育等を利用できるよう必要な支援を実施します。

◆対象となる事業

通訳・翻訳機等の配置／定住外国人日本語教育推進プレクラス・プレスクール事業

④経済的支援が必要な世帯への支援の充実

経済的な支援を必要とする世帯の子どもに対し、健全な生育環境の確保や学習機会の均等を図るための施策を関係部署と連携して図ります。

◆対象となる事業

生活相談支援事業／学習支援事業／高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

⑤家庭外でのコミュニケーションが困難な子どもへの支援の充実

家庭の外でコミュニケーションが困難な子どもに対し、カウンセリング等の勧奨やつながりの形成をサポートする支援を実施します。

◆対象となる事業

ひきこもり相談支援事業

(3)ひとり親家庭支援の充実

現状課題

ひとり親家庭の子どもについては、親の多忙さから、家庭で一人で過ごすことが多かったり、親の社会的な孤立が子どもにも影響しやすい状況にあります。本市では、ひとり親家庭の子どもに対する支援として、就職や転職に有利な資格・技能の取得にかかる給付を行っており、経済的な自立を促進しています。

方向性

ひとり親家庭の生活環境の向上を図るため、各種手当や助成などの経済的な支援を行います。また、より複雑困難なケースにも対応できるよう、相談員のスキルアップや関係機関との連携を強化し、相談支援体制を充実します。

【推進する取組】

①ひとり親家庭相談業務の充実

母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相談・支援の他、離婚前からの相談などに対応し、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進に努めます。

また、複雑化する課題に対応するため、関係機関とのさらなる連携強化により、相談家庭の抱える課題、家庭環境を十分に把握し、経済的に自立し安定した生活を送れるよう適切な支援につなぎます。

◆対象となる事業

母子父子自立支援員による相談

②就労に関する支援の充実

就労に向けて受講した教育訓練講座の経費の一部を助成します。また、就職に必要な資格取得を促進するための養成訓練期間に給付金を支給します。

ハローワーク、愛知県母子父子寡婦福祉連合会等と連携し、就業相談や職業紹介も行います。

◆対象となる事業

自立支援教育訓練給付金事業／高等職業訓練促進給付金事業／
キャリアカウンセリング事業

(4) 児童虐待防止対策の充実

現状課題

近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待などにより社会的養護を必要とする子どもが増加しています。こうした現状に対応するため、国では、児童福祉法が改正され、発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化や児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育てなどの推進が進められています。本市においても、家庭訪問事業や母子保健事業などにおいて、虐待予防の視点を持ち、早期発見や支援に努めています。また、「要保護児童対策地域協議会」において関係機関と連携を図りながら、多方面から支援することで、虐待の予防、早期発見に努め、子どもの健全な養育をめざし対応しています。

方向性

要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携強化により、要支援児童の保護と適切な支援につながるよう家庭児童相談室、研修などの充実に取り組み、児童虐待の早期発見・虐待防止対策を強化します。

【推進する取組】

① 育児不安の軽減

育児不安のある保護者や精神的に不安定な状態で支援が必要な保護者を早期発見するための相談事業や啓発事業を推進します。

◆対象となる事業

家庭児童相談室事業／子どもの悩み電話相談

② 虐待防止体制の強化

虐待の未然防止を図るため、出産前の訪問による状況把握や関係機関との連携や情報共有体制を強化します。

◆対象となる事業

養育支援を必要とする家庭(特定妊婦・ハイリスク妊婦)への支援充実／
要保護児童対策地域協議会の実施

(5)より良い育ちのための教育や活動の充実

現状課題

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼします。近年においては、心の問題等など思春期における問題は多様化、深刻化しています。

また、体験的な学習や英語教育、タブレット端末などを活用するICT教育など学校教育に求められるものは日々複雑化しています。教職員の資質の向上と指導体制の充実だけでなく、これまで以上に家庭・地域社会・学校が果たす役割を見つめ直し、相互の連携を深めていくことが求められています。子どもが豊かな感性を育み、その個性と創造力を伸ばすためには、確かな学力を身につけ、様々なことに興味・関心をもち、主体的に取り組む姿勢を育てていくことが大切です。そのためには、教育内容及び施設・設備の充実、多彩な体験機会の提供が必要となっています。

方向性

子育て中の保護者や次代の親となる世代が、自分や他人の命を大切に思い、家庭の役割の重要性、子育ての楽しさを実感できる機会を充実します。また、学校教育以外にも様々な体験活動を通して、考える力や気づく力を培い、自らが考え、行動できる子どもを育てるため、成長段階に応じた子どもの多様な体験活動や地域での異世代間交流、仲間づくり、地域活動参加へのきっかけづくりを進めます。

【推進する取組】

①青少年健全育成支援の推進

子ども・若者育成支援推進法に基づく施策の総合的推進を図るため、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援する各団体との連携を強化します。

◆対象となる事業

教育相談／不登校児童生徒の支援／スクールカウンセラー相談事業の充実

②青少年健全育成にかかる啓発事業

自尊感情を高める教育やいのちの尊重など、事業を通して、青少年健全育成にかかる啓発を充実します。

◆対象となる事業

自尊感情を高める教育、いのちの尊重推進事業／福祉実践教室

③体験学習の充実

様々な体験学習を通して、「命の大切さ」を学ぶことや異なる世代との交流機会の創出に努めます。

◆対象となる事業

小・中学生と乳幼児とのふれあい体験事業／異世代間交流事業／職場体験／福祉実践教室(再掲)

④学習の場の充実

子どもの基礎学力の向上を図るため、学校以外での学習の場を設定します。

◆対象となる事業

とよあけどう塾

⑤子どもの居場所づくりの支援

学校と家庭以外の場所で大人とふれあいながら子どもが成長できる場所として、各地域で実施される「子ども食堂」の立ち上げを支援する事業を実施します。

◆対象となる事業

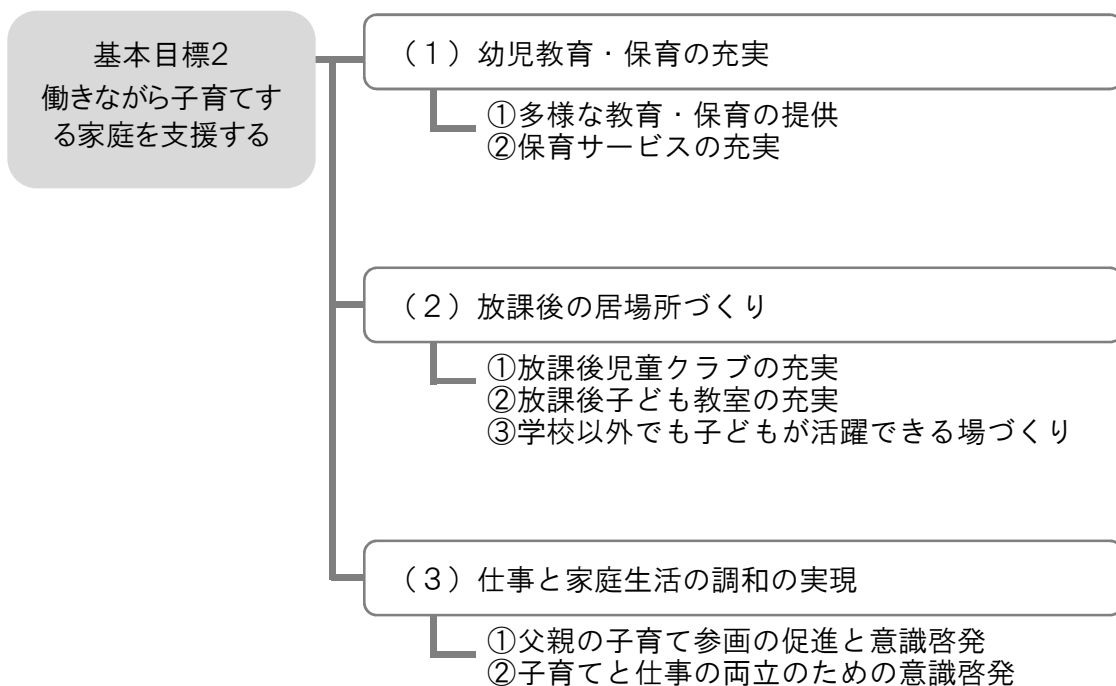
子ども食堂開設支援事業



基本目標2 働きながら子育てをする家庭を支援する

全国的に、働きながら子育てをする家庭が増えています。働きながら子育てをするためには、乳幼児期における子どもの預かりが必要となり、児童数が減少している中でも、子どもを預ける保護者は増加しています。核家族化や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化によるニーズの複雑化に対応するため、本市に住む子育て家庭の状況を把握し、可能な限りの受け皿の確保に努めます。また、子どもと過ごす時間の重要性を考慮し、仕事と家庭生活の調和の実現に向けた働きかけや情報発信など、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進します。

【施策体系】



(1) 幼児教育・保育の充実

現状課題

子育て世帯の転入や共働き世帯の増加、就労形態の多様化による保育ニーズの高まりにより、保育所、認定こども園の利用者数は増加を続けています。特に0歳から2歳児の低年齢児で顕著になっています。

こうした中で、本市では、小規模保育施設等の整備を進め、受け皿の確保に努めてきました。

国では、女性の就業率80%に対応した教育・保育の受け皿の確保が進められていることに合わせ、令和元年10月より幼児教育の無償化が開始され、無償化の対象となる3歳から5歳児を中心に、保護者の働き方や幼児教育・保育への関心から、教育・保育ニーズはますます多様化することが考えられます。

方向性

保育ニーズへの対応として、今後も教育・保育施設の整備や保育士等の人材の確保に取り組み、引き続き就学前児童の教育・保育環境の充実を図ります。

【推進する取組】

① 多様な教育・保育の提供

保護者の就労形態等の多様化や教育・保育への志向の変化に対応できるよう、教育・保育サービスの多様化を図るとともに、量的拡大を図ります。

また保育所等の種類、運営方法などについて、既存事業者の意向を確認しつつ、公立施設の民営化や認定こども園など、保護者が多様な選択肢から選択できるよう検討していきます。

安全・安心な保育環境を整備するため、研修による保育士の専門性の確保や、保育・教育の質の向上に努めます。

◆対象となる事業

保育時間の適切な設定検討／3歳未満児保育の拡大(3号認定の保育充実)／
多様な運営主体による保育機会の提供／幼稚園教諭、保育士の研修／
保育士等資格取得支援

② 保育サービスの充実

子どもの病気回復期など、緊急時の対応を含めた保育サービスの充実により、安心して子どもを預けられる環境整備を継続します。

◆対象となる事業

一時預かり事業／病児・病後児保育／ファミリー・サポート・センター(ふぁみさぽ)／
家事及び育児支援事業(まますぽ)／子育て短期支援事業(ショートステイ)

(2) 放課後の居場所づくり

現状 課題

近年、共働き世帯が増え、保育ニーズの高まりが影響し、放課後児童クラブを利用する保護者が増加しています。本市では、保護者の就労等により、日々長時間にわたり家庭養育が不足する学童を育成指導するため、放課後児童健全育成事業（本市では「児童クラブ」）を実施しています。保護者の就労形態の多様化などで、利用希望者が増加することを踏まえ、地域でニーズ対応の格差が起きないよう、放課後子ども教室の充実も含め、子どもが安心・安全に過ごせる居場所づくりが求められています。

方向性

放課後の小学生の居場所づくりとして、児童クラブ、放課後子ども教室等のサービス拡充に努めます。「新・放課後子ども総合プラン」の推進にあたり、児童クラブと放課後子ども教室の連携や、一体型事業の実施について、国の動きに合わせ、事業を適切に提供できる体制づくりに努めます。

【推進する取組】

① 放課後児童クラブの充実

児童クラブでは、小学校1年から6年生の児童を対象に行っています。入会希望者が定員を超過した場合には、支援の必要性の高いと考えられる、低学年児童を優先的に受け入れています。

◆対象となる事業

放課後児童健全育成事業／民間学童保育所



②放課後子ども教室の充実

新たなスタイルの放課後子ども教室を含め、学校施設内での実施可能性について検討するなど、放課後の居場所づくりの充実に努めます。

◆対象となる事業

放課後子ども教室の実施

③学校以外でも子どもが活躍できる場づくり

豊明市文化系ジュニアクラブ（CJC）、スポーツクラブ、親子ふれあい事業を実施します。

◆対象となる事業

豊明市文化系ジュニアクラブ(CJC)の実施／スポーツクラブの実施／
親子ふれあい事業

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの約 30 万人分整備が順調に進む中で、近年の女性就業率の上昇などにより、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小 1 の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況となっています。

そのため、放課後児童クラブについて、女性就業率の上昇を踏まえた受け皿の整備や、全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施することなど、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

(3) 仕事と家庭生活の調和の実現

現状課題

保護者が男女問わず主体的に子育てに向き合い関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。企業などでは、国の進める働き方改革の影響もあり、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、男性の育児休業の義務化を始め育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備などを独自に進める企業も増えていますが、中小企業や小規模事業者などまでなかなか浸透していない実態があり、行政のみならず、国や県、企業などと一体となって取り組んでいくことが必要です。

方向性

市民に対して男女共同参画の意識啓発を行うとともに、企業に向けた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、意識の醸成を図ります。

【推進する取組】

① 父親の子育て参画の促進と意識啓発

父親が子育ての喜びを実感し、家庭におけるコミュニケーションが育まれるよう、父親と子どもを対象としたふれあいの場を提供するとともに、父親に対して子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供し、子育て参画の促進と意識啓発を行います。

◆対象となる事業

男女共同参画講座／男性の育児参加促進

② 子育てと仕事の両立のための意識啓発

育児休業や短時間勤務制度など、多様な働き方に関する情報提供を進め、保護者が働きながら子育てしやすい環境をみつけられるための意識啓発を行います。

◆対象となる事業

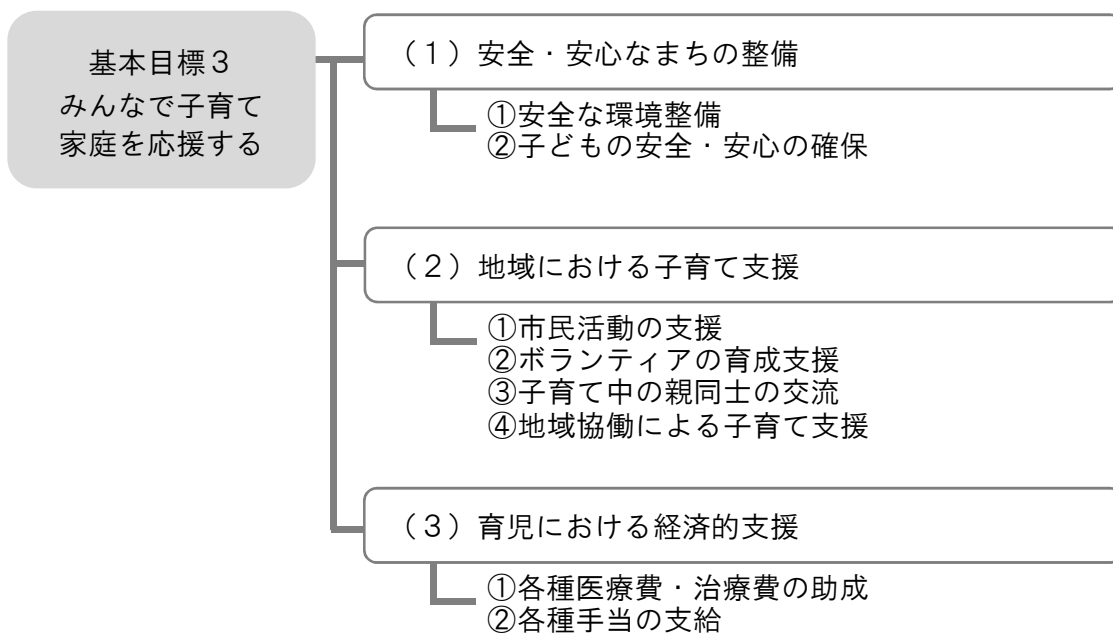
ワーク・ライフ・バランスに係る制度説明資料の配布

基本目標3 みんなで子育て家庭を応援する

子どもは、地域にとって宝であり、未来を担う存在です。近年、核家族化の進行、地域における支え合いの意識の希薄化が進み、地域での関わりが少なくなっています。子育てしやすいまちであるためには、地域内の身近な存在が一緒になって子育てをしていることを実感できることが重要となっています。社会全体で、子どもと子育て家庭を応援できるよう、子育てをしている全ての家庭に対して、きめ細やかに訪問・相談できる体制を整えるなどに取り組みます。

また、安全で安心して子育てができるよう施設の環境整備や地域で安心して交流できるように、快適な居場所づくりに努めます。保護者が社会から孤立しないよう地域、企業、行政が一体となって子育てを応援できる環境づくりに取り組みます。

【施策体系】



(1)安全・安心なまちの整備

現状課題

子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる悲惨な事件・事故は後を絶ちません。特に、登下校中の子どもを狙った犯罪や子どもを巻き込んだ交通事故等が問題となっており、地域における子どもの安全への関心が高まっています。子どもたちの安全を守るためには、家庭・地域・市の協働による多方面からの見守りが欠かせません。本市では、通学路の安全点検のほか、安全確保のため、保護者や地域ボランティアによるパトロールや「子ども110番の家」の設置を行い、不審者に対するセキュリティを強化しています。

方向性

子どもが地域で安全・安心に生活ができるよう、見守り体制や生活環境の整備、交通安全教育、防犯対策の充実を推進します。また、子どもが安心して遊ぶことのできる地域づくりをめざして、公園や道路環境の整備を推進します。

【推進する取組】

①安全な環境整備

安全・安心な子育てのため、特に求められる歩行者の安全確保を通学路等の点検とともに取り組み、子どもが安全に登下校できる環境をつくります。また、市内の公園の遊具点検などの安全な環境整備を行います。

◆対象となる事業

公園の管理／通学路等の安全確保

②子どもの安全・安心の確保

大きな国道に近い道路での安全の確保や、不審者が寄り付かないためのパトロールの強化を実施します。また、防犯教育を愛知警察等関係者との連携を図りつつ行い、子どもの安全・安心の確保を図ります。

◆対象となる事業

交通安全の推進事業／子ども安心パトロール／愛知警察署などによる防犯教室／安全対策情報の公開／児童虐待防止の啓発

(2) 地域における子育て支援

現状課題

近年、核家族化の進行や共働き世帯の増加を背景に、地域における支え合いなどの意識が希薄化しています。そんな中、子どもが地域活動を通じて、地域の人とのふれあいや多くの体験を通して、様々な文化や知識、考え方などにふれ、興味・関心を広げる機会が減少しています。

本市には市民が主体となって活動するボランティア、NPO、自主団体は100以上あり、活動内容についても、子育て支援をはじめ、数多くの分野で取り組んでいます。子育てに限らず、「地域にある課題は地域で解決する」という市民意識の醸成のためには、活動に関わる団体間の連携・体制づくり・人材育成への支援が必要となります。

方向性

子育てに限らず、「地域にある課題は地域で解決する」という市民意識を醸成し、活動に関わる団体間の連携・体制づくり・人材育成への支援をします。

【推進する取組】

① 市民活動の支援

市民活動を円滑に実施できるように、市民活動育成事業等を通して、市民活動の支援を実施します。

◆対象となる事業

市民活動育成事業／市民提案型まちづくり事業／市民活動情報サイト／
市民活動情報誌／市民交流センター

② ボランティアの育成支援

市民活動や見守りなど、子育てに限らず、地域における支え合いの活動支援として、ボランティア人材の確保、育成を推進します。

◆対象となる事業

ボランティア・コーディネート／ボランティアの支援・育成

③子育て中の親同士の交流

親子のふれあいは、健全な親子関係を構築する基礎となるものです。親が子育ての喜びを実感し、子どもの豊かな心を育てていくため、家庭内におけるコミュニケーションが育まれる親子のふれあいの場を提供します。

子育てに対する不安や悩みの軽減を図るため、同年齢の親がふれあい、友だちをつくり、お互いに育児相談ができる場として、子育てセミナーや子育てルームなどを開催します。

また、子育て支援センターでは、妊娠期から子育て中の親との交流が始まるよう、妊娠期から気軽に利用できる雰囲気づくりに努めます。

◆対象となる事業

多胎児の会／子育てルーム／児童館での母親クラブ／家庭教育学級

④地域協働による子育て支援

子育て家庭が地域住民と交流できる場を充実するとともに、地域住民との協働による子育て支援サービスを提供します。

◆対象となる事業

地域子育て支援拠点事業／児童館の利用促進／読み聞かせボランティア講座の実施／ブックスタート事業／幼稚園園庭開放／子育て家庭優待事業／利用者支援事業



(3) 育児における経済的支援

現状課題

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化がはじまり、子育てにおける経済的な支援のあり方は、変化してきています。就労する母親が多くなっている背景には、経済的な不安を悩みとして持っている保護者が多くなっていることも要因の一つとなっています。

本市では、児童扶養手当の支給をはじめ、医療費の自己負担額助成など、各種助成事業を実施しています。

方向性

各種手当の支給や医療費の助成、就学援助費給付などを行うことで、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。また、経済的に困窮している家庭の自立に向けた支援として相談支援、生活支援などの各種事業と一体的に推進します。

【推進する取組】

① 各種医療費・治療費の助成

子ども医療費助成制度により、15歳（中学3年生の年度末）まで、通院・入院医療費自己負担分を助成します。また、一般不妊治療など（体外受精・顕微授精・第三者からの提供による治療を除く）に要した費用に対し、2年間の助成を実施します。

◆対象となる事業

子ども医療費助成／一般不妊治療費等の補助制度／養育医療

② 各種手当の支給

児童の養育者に手当を支給し、家庭生活の安定に寄与することで、児童の健全な育成及び資質の向上を支援します。また、市内で祖父母等と同居や近居するために住宅を取得することや新たに三世代以上で同居するために、住宅の工事を行う場合に一部を助成し、子育てしやすい環境づくりを推進します。

◆対象となる事業

児童手当／児童扶養手当／愛知県遺児手当／豊明市遺児手当／豊明市同居・近居に係る固定資産税相当額一部補助事業／三世代同居等支援事業

第5章 重点5か年事業

1 第2期計画期間に取り組む重点事業

本市の状況や保護者のニーズから、重点課題を抽出しました。

幼児教育・保育

働き方の多様化や経済的な不安から就労している母親が増加し、共働き世帯はますます増加傾向にあります。働きながら子育てする世帯が増えることにより、保育ニーズは増加しています。

第1期計画における取組結果

3歳未満児保育の拡大

- ①新たな小規模保育事業所等を誘致、開設しました。
(小規模保育事業所3園、事業所内保育事業所1園)
- ②既存私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行、公立保育所1園の民営化について検討、協議を行い、3歳未満児枠を拡充しました。(令和2年4月開園予定)

第2期計画でさらに強化

幼児教育・保育サービスの量的拡充

保育ニーズは今後も増えると予測されることから、さらなる量的拡充を図ります。

放課後の居場所づくり

共働き世帯の増加による保育ニーズの高まりは、放課後児童クラブの申込者数にも影響しています。平成27年から平成29年まで多かった2歳から4歳までの児童は、第2期計画期間中は6歳以上となり、放課後児童クラブ対象年齢となることから、放課後児童クラブの需要が増えると考えられます。

第1期計画における取組結果

放課後児童クラブの拡充

放課後児童クラブでは、平成29年度から高学年の受入を実施しました。また、市内の放課後児童クラブを民間に委託し、量的な拡充を図っています。

第2期計画でさらに強化

放課後の居場所づくりの拡充(放課後児童クラブ・放課後子ども教室)等

子どもの放課後の居場所づくりの拡充として、放課後児童クラブや放課後子ども教室の質と量の拡充を図ります。

地域の子育て支援

少子高齢化や核家族化の進展により、地域内での子育てを支援する意識が希薄化しています。そうした中で、本市の子育て支援センターや児童館等は、職員が常駐していることにより気軽に相談ができることや、保護者同士の交流が生まれることで、安心を感じている保護者もいます。

第1期計画における取組結果

病児・病後児保育

従来からのNPOへ委託事業に加え、公営の病後児保育施設1施設を開設しました。

児童館の充実

市内7箇所の児童館の運営において民間活力を生かし、指定管理者による運営で実施しました。事業者の人材等を活用し、子どもたちの興味を引く内容の講座等を実施しました。

第2期計画でさらに強化

子育て支援センター及び児童館の整備

満足度が高い子育て支援センター及び児童館の計画的な整備を実施します。

障がいのある子どもへの対応

近年、障がいのある子どもに関する相談件数も増え、相談体制の充実が重要となっています。障がいのある子ども及びその家族の支援に関する意向を確認のうえ、適切なサービスを利用できるよう努める必要があります。

第1期計画における取組結果

市立保育所における障がい児保育

心身に障がいを有する児童を保育所内で健常児とともに単独通園する特別支援療育事業を開始しました。

第2期計画でさらに強化

児童発達支援センターの整備

障がいのある子ども及びその家族の支援に関する適切なサービスを提供できるよう発達支援センターの整備を実施します。

2 教育・保育について

(1) 教育・保育提供区域の設定について

① 区域の設定におけるポイント

「教育・保育の提供区域」の設定にあたっては、第1期計画に引き続き、国の基本指針を踏まえ、以下のポイントについても考慮することが必要と考えます。

教育・保育の提供にあたり、区域内での量の見込みの算出が可能であるか

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上などを受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体型の教室を全国で1万箇所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

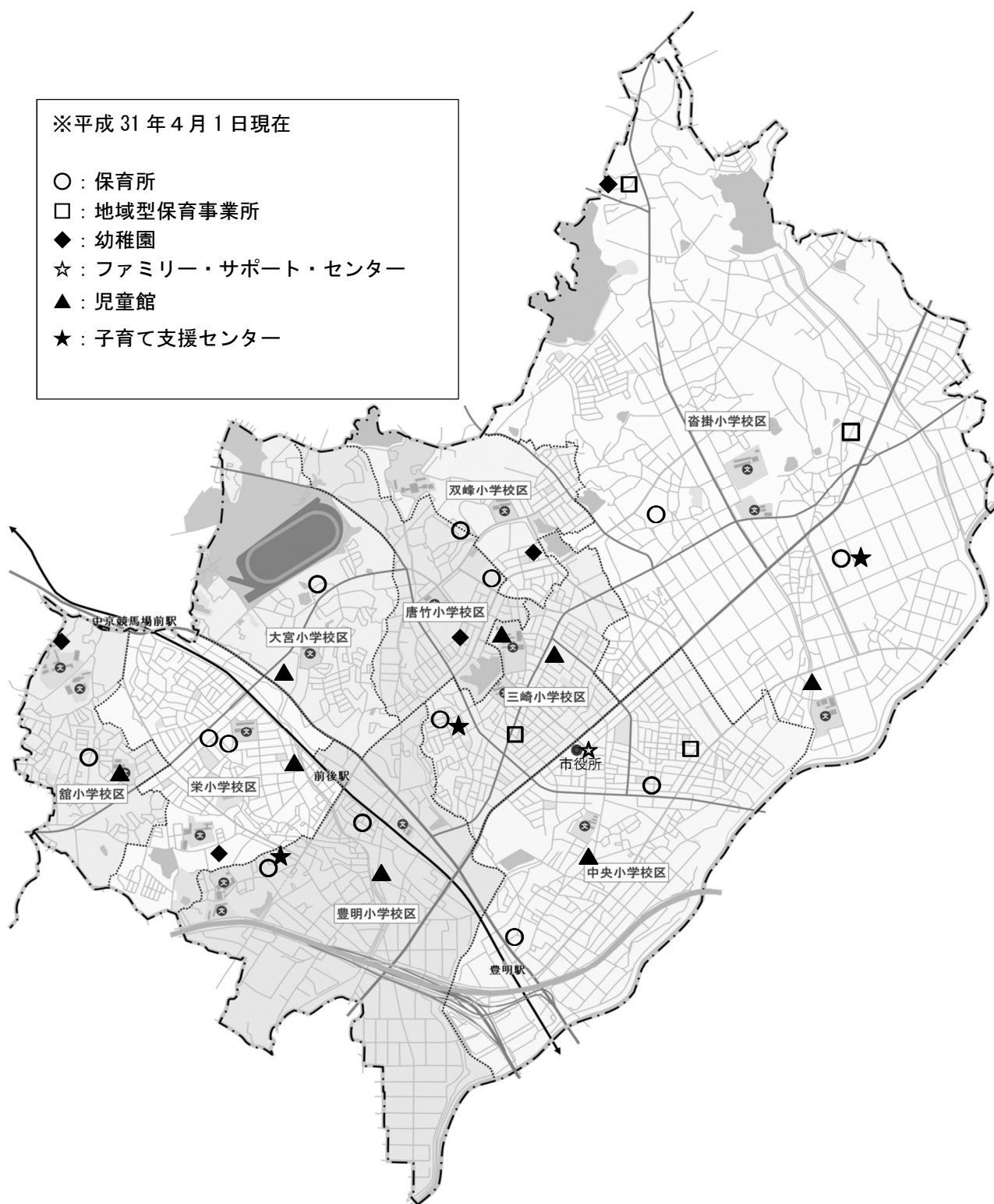
区域内の広さが日常的な生活圏域とかけ離れていないか

設定した区域の広さとして、交通事情など含め、移動が容易であることが求められています。教育・保育施設の利用にあたり、移動時間がかかり過ぎることは避ける必要があります。



②教育・保育、その他子育て支援に関する施設の配置

市内には、9つの小学校と3つの中学校があります。小学校区には保育所等は1校区(1～2園)、中学校区では1校区(2～3園)程度となっています。



③教育・保育、子育て支援事業の区域

本市における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、第1期計画に引き続き、全市を1区域として定めます。また、できる限り保護者の希望どおりの保育サービスが利用できるように努めます。

④民営化の推進

保育に対する多様なニーズへの対応や公立施設の老朽化対策、国や都道府県などの運営費の補助など、行政コストの検討、業務の効率化といった観点から、公立保育所については、保育の質は維持しつつ、現在の10園のうち、令和2年4月の東部保育園民営化を始めとして、3園の民営化を進めます。

⑤認定こども園の推進

保育ニーズの増加や教育・保育ニーズの多様化への対応が必要な中、教育・保育を一体的に行う施設として、認定こども園は、幼稚園、保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。

私立幼稚園1園について、令和2年4月から幼保連携型認定こども園への移行の予定があります。

今後、公立保育所の認定こども園への移行は検討しませんが、市内の既存の民間保育施設・教育施設が意向を希望した場合、地域のニーズや保育・教育施設の状況を勘案した上で認可に向けた支援などを行います。

⑥子育てのための施設等利用給付

子育てのための施設等利用給付については、各種利用施設に対し、本制度の説明を行い、理解を求めるとともに、可能な限り各施設で取りまとめを依頼するなど、保護者の利便性や過誤請求防止等を考慮しながら、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

⑦特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督

県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めます。

(2) 認定区分と提供施設

提供施設については、保護者の就労状況などによる保育ニーズの変化に対応し、地域における状況を踏まえながら、必要時に定員数の見直しを行います。

① 認定区分と施設

◆ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3歳から5歳、幼児期の学校教育 (以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳から5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0歳から2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業所

② 1号、2号、3号認定の子どもが利用できる施設

◆ 認定別 子どもが利用できる施設

		1号認定	2号認定		3号認定
対象となる子ども		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		制限はありません	保育の必要性 があり、教育を 受けさせたい	保育の必要性 がある	保育の必要性が ある
利用 可能 施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育所			○	○
	地域型保育事業所				○

◆ 教育・保育施設数(令和元年)

	実施か所	利用人数	定員
私立幼稚園	5	668人	1,570人
公立保育所	10	1,072人	1,172人
私立保育所	3	260人	275人
認定こども園	—	—	—
地域型保育事業所	4	66人	87人

(3) 量の見込みと確保方策

量の見込みと確保方策については、状況を踏まえながら、必要であれば見直しを行います。

①0歳から2歳児(3号認定子ども)

確保の方針

(単位:人)

量の見込み及び確保方策		令和元年 (実績)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	①量の見込み	98	101	100	98	96	94	
	確保方策	特定教育・保育施設	55	69	69	69	69	69
		特定地域型保育事業所	20	26	26	26	26	26
		②合計	75	95	95	95	95	95
	③充足(②-①)	▲23	▲6	▲5	▲3	▲1	1	

量の見込み及び確保方策		令和元年 (実績)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
1・2歳	①量の見込み	477	477	466	457	475	476	
	確保方策	特定教育・保育施設	370	438	438	438	438	438
		特定地域型保育事業所	67	80	80	80	80	80
		②合計	437	518	518	518	518	518
	③充足(②-①)	▲40	41	52	61	43	42	

* 量の見込みの「令和元年(実績)」欄の値は、10月1日時点の保育所等利用申込者数です。

この中には、特定の保育所等の希望者や育児休業取得者が含まれています。

②3歳から5歳児(1・2号認定子ども)

確保の方針

(単位:人)

量の見込み及び確保方策		令和元年 (実績)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
1号	量の 見込み	豊明市分	690	694	690	658	648	626
		広域調整分 (東郷町)	83	80	80	80	80	80
		①合計	773	774	770	738	728	706
	確保 方策	特定教育・保 育施設	0	120	120	120	120	120
		新制度未移行 幼稚園	1,570	1,270	1,270	1,270	1,270	1,270
		②合計	1,570	1,390	1,390	1,390	1,390	1,390
③充足(②-①)		797	616	620	652	662	684	

量の見込み及び確保方策		令和元年 (実績)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
2号	①量の見込み	924	928	923	881	866	837
	②確保の方策	1,022	1,094	1,094	1,094	1,094	1,094
	③充足(②-①)	98	166	171	213	228	257

*1号認定子どもの「量の見込み」には、本市及び広域調整依頼のあった東郷町に係る値を計上していますが、他市町村の住民が利用している実態があることから、これらの値に現れないニーズがあるものと考えます。なお、市内の幼稚園の在籍児童のうち市民の割合は約50%となっています。

3 地域子ども・子育て支援事業について

(1) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本市は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、本計画より以下の 11 事業を実施可能な体制にします。

◆本市における実施事業一覧(平成 30 年度)

		実施か所数	実績値	
①時間外保育事業(延長保育事業)		6	468 人	
②放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (4月1日時点)	低学年	10	618 人	
	高学年	10	34 人	
③子育て短期支援事業		2	—	
④地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター、児童館)		10	166,531 人日	
⑤一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	5	24,287 人日	
	その他の一時預かり (未就学児)	保育所等	1	560 人日
		それ以外	1	283 人日
⑥病児・病後児保育事業		1	48 人日	
⑦ファミリー・サポート・センター事業 <就学児のみ>		1	757 人回	
⑧妊婦健康診査事業		—	583 人	
⑨乳児家庭全戸訪問事業		—	449 人	
⑩養育支援訪問事業		—	285 人	
⑪利用者支援事業		2(母子保健型/特定型)	—	

(2) 量の見込みと確保方策

① 時間外保育事業（延長保育）

確保の方針

保育所等においては、保育必要量区分の保育標準時間に対応する 11 時間の開所時間が確保されていますが、保護者の就労等により、この時間を超える保育が必要な場合にも対応できるように開所時間を延長して保育を行う事業です。利用可能な施設の定員に対して必要な人員の確保と施設間連携による提供体制を整えます。

◆ 時間外保育事業

(単位:人)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	403	394	387	377	374
②確保方策	642	642	642	642	642
③充足(②-①)	239	248	255	265	268



②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

確保の方針

中央小学校の児童を対象にした放課後児童クラブは現在のコスモス児童クラブと吉池児童クラブで実施します。また、三崎小学校の児童を対象にした二村児童クラブは、小学校区で三崎児童クラブとして受入体制を拡充します。

また、令和3年度、双峰小学校と唐竹小学校が統合し、新しくできる二村台小学校の校内に新たな放課後児童クラブを創設します。

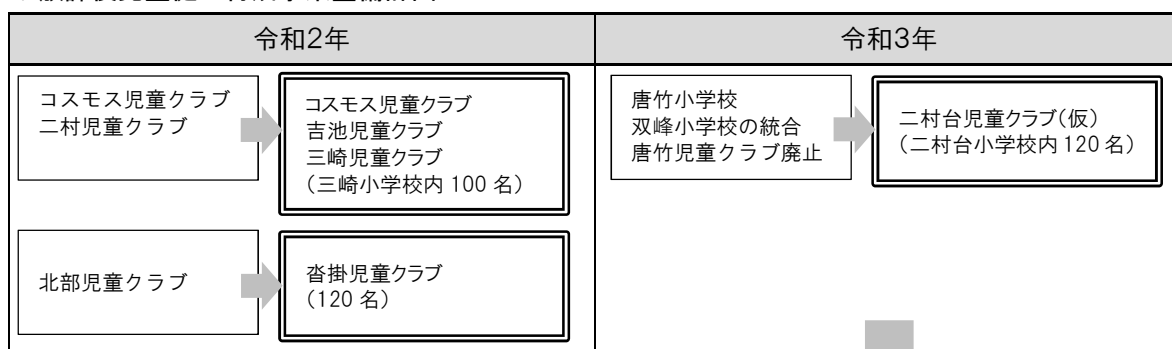
ニーズ調査の結果を踏まえ、育成時間の延長を検討します。

◆放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

(単位:人)

量の見込み及び確保方策		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1年生	274	281	281	281	281
	2年生	251	258	258	258	258
	3年生	195	201	201	201	201
	4年生	56	56	56	56	56
	5年生	3	3	3	3	3
	6年生	1	1	1	1	1
	①合計	780	800	800	800	800
②確保方策		780	800	800	800	800
③充足(②-①)		0	0	0	0	0

◆放課後児童健全育成事業整備計画



受け皿 20名分を新たに確保

③子育て短期支援事業

確保の方針

市外の児童養護施設2か所に委託し実施していますが、近年では利用希望がありませんでした。今後、委託施設を増やす等、利用しやすくするなどの取り組みを行います。

④地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、児童館）

確保の方針

地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センターや児童館で子育て中の親子の交流・育児相談などの基本事業を実施するものです。

令和2年、4月に東部保育園の民営化に伴い、子育て支援センター「ともとも」を閉鎖するため、北部児童館の周知と利用促進を図ります。令和4年4月には子育て支援センターの基幹である現・内山保育園内の「すまいる」を多世代交流施設に移設します。また、多世代交流施設内に、児童の遊び場の整備を予定しています。これに伴い、各児童館、子育て支援センターの地域の適切な配置を検討します。

地域子育て支援拠点事業

基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報の提供、④子育てや子育て支援に関する講習などがあります。

◆地域子育て支援拠点事業

(単位:人日)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	170,962	170,424	175,670	175,392	175,104
②確保方策	171,000	171,000	176,000	176,000	176,000
③充足(②-①)	38	576	330	608	896

⑤一時預かり事業

確保の方針

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間保育所のその他場所において、一時的に預かる事業です。

幼児教育・保育の無償化に伴い、今後ニーズの高まりも想定されることから、対応する実施主体ごとにニーズに沿った整備・拡充等を検討します。

◆一時預かり事業(幼稚園による預かり保育)

(単位:人日)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	12,629	12,629	12,629	12,629	12,629
②確保方策	16,328	14,456	14,456	14,456	14,456
③充足(②-①)	3,699	1,827	1,827	1,827	1,827

◆一時預かり事業(保育所等による一時預かり)

(単位:人日)

量の見込み及び確保方策		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保育所等	①量の見込み	560	560	560	560	560
	②確保方策	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
	③充足(②-①)	3,640	3,640	3,640	3,640	3,640
保育所等 以外	①量の見込み	200	200	200	200	200
	②確保方策	200	200	200	200	200
	③充足(②-①)	0	0	0	0	0

⑥病児・病後児保育事業

確保の方針

児童が発熱や風邪等の病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。より利用しやすく、効果の高い事業形態での実施を検討します。

現在、公立保育所に併設する直営の病後児保育室1施設を設置していますが、利用希望把握調査による利用希望量を勘案して、様々な主体による適正な事業実施に努めます。

◆病児・病後児保育事業

(単位:人)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	198	193	190	185	184
②確保方策	900	900	900	900	900
③充足(②-①)	702	707	710	715	716

⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

確保の方針

ファミリー・サポート・センターが、育児の援助を受けたい者(依頼会員)と、育児の援助を行いたい者(協力会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。相互援助活動の例には、子どもの預かりや送迎などがあります。

協力会員の拡大をめざすとともに、様々な預かりに対応するため、研修の充実による協力会員のスキル向上をめざします。

◆ファミリー・サポート・センター事業

(単位:人)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	990	990	990	990	990
②確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
③充足(②-①)	10	10	10	10	10

⑧妊産婦健康診査事業

確保の方針

母子健康手帳とともに妊産婦・乳児健康診査受診票を交付し、妊産婦健康診査費用の一部を助成しています。その他に妊娠中の過ごし方や妊娠中の講座を案内しています。指導や、本市の子育て情報についての冊子も配布してします。

◆妊産婦健康診査事業

(単位:人)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	580	580	570	570	570
②確保方策	580	580	570	570	570

⑨乳児家庭全戸訪問事業

確保の方針

保健師が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行います。本市では「赤ちゃん訪問事業」という名称で実施しています。

◆乳児家庭全戸訪問事業

(単位:人)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	480	480	470	470	470
②確保方策	480	480	470	470	470



⑩養育支援訪問事業

確保の方針

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援（相談支援・育児援助・家事援助等）を行う事業です。平成29年度から養育支援訪問、育児家事援助事業を実施しています。今後も、児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童の人数を勘案して、適正な事業実施に努めます。

◆養育支援訪問事業

(単位:人)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	230	240	240	240	240
②確保方策	230	240	240	240	240

⑪利用者支援事業

確保の方針

子どもを持つ保護者の不安を取り除くことを目的とし、悩みを抱える保護者等の相談を受け、一人ひとりに合った子育て支援サービスの提案を行う事業です。本市は、保健師等が中心に相談を受ける母子保健型に加え、保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように市役所窓口において情報提供や相談受付を行う特定型として、利用者支援事業を実施しています。

◆利用者支援事業

(単位:か所)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2

⑫実費徴収に係る補足給付事業

確保の方針

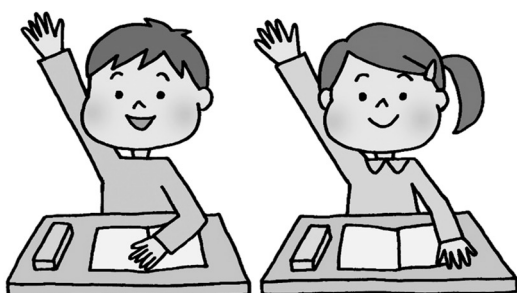
生活保護世帯や低所得で生計が困難である者等の子どもが、幼稚園や保育所等を利用する場合に、保護者が支払うべき幼児教育・保育に必要な物品や給食に係る実費徴収費用の一部を助成する事業です。

本市においては、新制度未移行幼稚園利用者の副食材料費の一部を対象に補助を行います。

◆実費徴収に係る補足給付事業

(単位:人)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	70	69	66	65	63
②確保方策	70	69	66	65	63



第6章 推進体制

1 計画の推進体制

本計画を推進するにあたっては、関係機関との連携を積極的に進め、横断的な施策に取り組むとともに、学校などの教育・保育機関、企業、さらには地域住民と連携して、より多くの意見を取り入れながら支援を充実させていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業へ反映します。新たな課題についても解決に向けて取り組みます。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況を把握することに加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な支援が必要であることから、これを評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を各年度で行い、施策の改善につなげていきます。効果的で切れ目のない支援を実施するため、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返し、精度を高めていくこと）の活用により、計画を推進します。



3 教育・保育の一体的提供・推進体制について

本市においては、幼稚園・保育所の施設的な環境整備や保護者の就労支援のみに視点を置かず、子どもの育ちを第一の優先順位とし、子どもが健やかに育つよう、教育・保育機能と施設の整備を一体的にとらえた持続的な環境の整備を進めます。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切なものであり、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

本市の保育所は計画期間内の空き定員に余剰が少ないことから、保育園の民営化や小規模保育の設置を推進し、主に3歳未満児を中心とする受け皿の確保や多様化する保育ニーズへの対応を図ります。また、認定こども園への移行について、市内の私立幼稚園及び私立保育所が希望した場合、地域のニーズ、子どもの数、子育て支援関連施設、教育施設の状況を勘案した上で、認可に向けた支援などを行います。

(2) 幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進

本市には、子どものより良い教育提供と育ちのため、幼児教育研究協議会を設置しています。保育士・幼稚園教諭等への研修の共同実施や意見交換などを通じて幼保の積極的な連携体制を確立しています。

また幼・保・小学校との連携の取組のひとつに「幼保小連絡会」として、幼稚園、保育所、小学校など、各環境下での効果的な指導内容のほか、接続期における速やかな環境への対応などについて検討しています。



資料編

1 施策における具体的な事業

基本目標1 子どもと親が健やかに過ごせる

(1)切れ目のない支援の実現

①各種健康診査・予防接種等の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	母子健康手帳の交付	手帳交付と合わせて、妊娠中の健やかな過ごし方について伝えていきます。妊婦健康診査受診票、妊産婦歯科健診受診票も同時交付します。	子育て支援課
2	妊産婦健康診査	医療機関の受診券を交付し、妊産婦健診補助をすることで経済的負担を軽減します。	子育て支援課
3	妊産婦歯科健診	歯科医療機関の受診券を交付し、妊産婦の経済的負担を軽減します。(妊娠中から産後1年以内)	子育て支援課
4	乳児健康診査	生後から1歳までの乳児を対象に、健康診査受診票を交付します。	子育て支援課
5	健康診査事業 (3か月、1歳6か月、 2歳3か月、3歳)	子どもの健全な成長の確認及び子育てに不安などを 感じている保護者への子育て相談を実施します。 2歳3か月歯科検診は豊明市単独事業です。	子育て支援課
6	予防接種	予防接種法で定めた内容を実施します。	子育て支援課
7	フッ素塗布	幼児健康診査の際や、むし歯予防デーに実施します。	子育て支援課

②子育てに関する相談・訪問の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	子育て支援センター での子育て相談事業	子育て支援センターにて、育児不安などについての 相談、指導を実施します。	子育て支援課
2	乳児訪問・赤ちゃん 訪問・養育訪問	生後4か月未満の親子を対象に、保健師による家庭 訪問を実施します。乳児の健やかな育ちを確認すると ともに、育児支援を目的とし、子育てへの不安を持つ母 親との相談を実施します。	子育て支援課
3	乳幼児訪問事業	おおむね1歳～4歳未満の親子(継続した育児支援 が必要であると認めた場合)を対象として、保健師が家 庭訪問を実施し、子どもの成長や発達についての相談 や、子育ての不安が軽減されるような育児支援を実施 します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
4	巡回児童相談	中央児童・障害者相談センターによる発達相談を行います。	子育て支援課
5	健康テレホン 110 番	保健師が育児全般にわたっての相談に対応します。	子育て支援課
6	育児相談	保健師、管理栄養士による子育てに関する相談を、保健センターと子育て支援センターすまいるにおいて実施します。	子育て支援課
7	臨時保育室事業	講座等の開催時に集団託児を実施します。	子育て支援課
8	けやき相談	臨床心理士による児童の成長や発達に関する相談・助言などを行います。	子育て支援課

③子育てに関する講座等の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	プレママ交流会	偶数月は管理栄養士による妊娠中の栄養のお話しと赤ちゃんの栄養のお話しをします。 奇数月は子育て支援センターのスタッフによる子育て情報のお話しをします。 プレママ交流会は子育て支援センターすまいるにおいて開催されます。	子育て支援課
2	マタニティクラス	妊娠中の夫婦交流会、助産師による子育てワンポイント講話や実技指導などを実施します。 偶数月は赤ちゃんのお風呂の入れ方を体験できる内容を実施します。 奇数月は妊娠中のからだとこころの変化や赤ちゃんのおむつの替え方について実施します。	子育て支援課
3	各種講座の充実	妊娠期の子育て講座、巡回まなび講座を実施します。	子育て支援課
4	楽・らく子育てセミナー	臨床心理士と保護者がグループワークを通して、子育てについて考える教室を実施します。	子育て支援課
5	離乳食講習会	離乳食の始め方の講話会を開催します。同じ月齢の子どもを持つ母親同士が交流できる機会として実施し、管理栄養士からもアドバイスを受けられるようにします。	子育て支援課
6	幼児親子教室	体操、手遊び、親子遊び、季節行事などを開催します。	子育て支援課
7	児童館・子育て支援センターの運営	保護者同士の交流づくりや遊び場所、気軽に相談ができる場所として、児童館、子育て支援センターの充実に図ります。	子育て支援課

(2) 配慮が必要な子どもへの支援

① 発達支援体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	なかよし教室、たんぽぽ教室	親子での遊びを通して、親子の関係づくりや子どもへの関わり方を支援します。 「なかよし教室」は幼児健康診査後の教室、保健センターで実施しています。 「たんぽぽ教室」はおおむね1歳半～3歳、どんぐり学園で実施しています。	子育て支援課
2	子育て支援センターでの子育て相談事業(再掲)	子育て支援センターにて、育児不安などについての相談、指導を実施します。	子育て支援課
3	育児相談(再掲)	保健師、管理栄養士による子育てに関する相談を、保健センターと子育て支援センターすまいるにおいて実施します。	子育て支援課
4	健康テレホン 110 番(再掲)	保健師、栄養士が育児全般にわたっての相談に対応します。	子育て支援課
5	巡回児童相談(再掲)	中央児童・障害者相談センターによる発達相談を行います。	子育て支援課
6	児童発達支援センターの運営	児童の成長や発達に関する相談、助言などを行っています。相談支援専門員が事業所の紹介や福祉サービスを利用するための支援をしています。	子育て支援課
7	どんぐり学園	様々な発達の遅れのある幼児・児童が保護者と通園する施設です。基本的な生活習慣や社会性が身につくよう援助します。	子育て支援課
8	障がい児相談支援事業	障がいのある児童を対象とした福祉サービスや様々な相談、情報提供を行い、生活全般を支援します。	子育て支援課

② 障がいのある子どもへの支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	どんぐり学園	親子での遊びを通して、親子の関係づくりや子どもへの関わり方を支援します。「どんぐり学園」は心身障害児母子通園施設です。対象はおおむね2歳以降、療育支援を行っています。 令和4年度開設に向け、どんぐり学園に代わり児童発達支援センターを整備します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
2	障がい児相談支援事業(再掲)	障がいのある児童を対象とした福祉サービスや様々な相談、情報提供を行い、生活全般を支援します。	子育て支援課
3	市立保育園等における障がい児保育	市内公立保育園等における、集団保育の中で、障がいがある子どもが過ごせるように受け入れています。また、巡回訪問を実施して、園での生活がより円滑にできるように援助しています。	子育て支援課 保育課
4	市立小中学校における特別支援教育	通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもについては、一人ひとりの障がいの種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、小学校・中学校の特別支援学級において適切な教育を行います。	教育委員会
5	障がい児特別支援療育事業	保育が必要な事由に関わらず、障害のある子どもを市内1か所の公立保育所内の1クラスで受け入れ、健常児とともに集団保育を行いながら心身の成長発達を支援します。	保育課

③外国につながる子どもへの支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	通訳・翻訳機等の配置	英語、ポルトガル語等に対応した通訳・翻訳機等を配置します。	市民協働課 保育課 学校教育課
2	定住外国人日本語教育推進プレクラス・プレスクール事業	日本語初期指導が必要な子どもに日本語教室を実施し、学校生活の早期適応を図ります。	学校教育課

④経済的支援が必要な世帯への支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	生活相談支援事業	生活上困難に直面している方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、一人ひとりの状況によりそった自立相談事業を実施します。	社会福祉課 社会福祉協議会
2	学習支援事業	低所得の世帯の児童・生徒を対象に本市と学習塾が委託契約を結び、学習塾にて無料で勉強する場を設けます。	社会福祉課
3	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	学力を得るために学習塾などが専門の講座を設け、高卒認定試験を受験するにあたり、事前に学習塾で勉強した場合の経費や試験にかかる費用を支援します。	社会福祉課

⑤家庭外でのコミュニケーションが困難な子どもへの支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	ひきこもり相談支援事業	家庭の外でコミュニケーションが困難な子どもに対し相談を受け、継続的な支援ができるようサポートします。	社会福祉課

(3)ひとり親家庭支援の充実

①ひとり親家庭相談業務の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	母子父子自立支援員による相談	ひとり親家庭の自立に関する相談を受け、課題を整理し、情報提供を行います。	子育て支援課

②就労に関する支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が教育訓練講座を受講した場合、その経費の一部を支給します。	子育て支援課
2	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親を対象に、就職に必要な資格取得を促進するため、当該資格の養成訓練期間に給付金を支給します。	子育て支援課
3	キャリアカウンセリング事業	ハローワーク、愛知県母子父子寡婦福祉連合会の協力により、就業相談・職業紹介を行います。	子育て支援課

(4)児童虐待防止対策の充実

①育児不安の軽減

No.	事業名	事業内容	担当課
1	家庭児童相談室事業	児童虐待に関すること、発達、いじめ、不登校など、子ども家庭に関する様々な相談を受け、関係機関と連携し支援を行います。	子育て支援課
2	子どもの悩み電話相談	県の事業として子どもが自ら悩み等を相談できる電話サービスです。「いじめホットライン 24」として実施します。	子育て支援課

②虐待防止体制の強化

No.	事業名	事業内容	担当課
1	養育支援を必要とする家庭(特定妊婦・ハイリスク妊婦)への支援充実	妊娠期から出産後の養育について支援が必要な妊婦については、出産後も継続して支援を行うために、要保護児童対策地域協議会において「特定妊婦」として支援対象とし、ハイリスク妊婦とともに相談などを実施します。また、医療機関や児童相談所との連携を強化し、情報共有を図ります。	子育て支援課
2	要保護児童対策地域協議会の実施	児童虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)の早期発見、適切な保護及び適切な支援を行うため、関係機関などにより要保護児童対策地域協議会を組織します。	子育て支援課 教育委員会

(5)より良い育ちのための教育や活動の充実

①青少年健全育成支援の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1	教育相談	いじめ、不登校など悩みを持つ児童生徒やその保護者等の総合的な相談窓口として、教育相談電話「ひまわり」及び市内に2か所あるフレンドひまわり(教育支援センター)にて、教育相談(電話、訪問、来室)を実施します。 また、スクールソーシャルワーカーを配置し、市内小中学校の児童生徒の相談支援体制をつくり、必要に応じて関係機関と連携します。	学校教育課
2	不登校児童生徒の支援	市内2か所ある教育支援センターにおいて、教育相談員・教育支援センター指導員を配置し、不登校の児童生徒を対象に、特別に配慮した指導を行い、自立を促すとともに、学校への復帰を支援します。また、ホームフレンドを派遣し、不登校児童生徒への個別支援を行います。	学校教育課
3	スクールカウンセラー相談事業の充実	市内小学校へスクールカウンセラーを配置し、学校において児童の悩み相談を受け付けます。	学校教育課

②青少年健全育成にかかる啓発事業

No.	事業名	事業内容	担当課
1	自尊感情を高める教育、いのちの尊重推進事業	大切な自分の人生を、どう生きるかを各自が考える授業です。	教育委員会
2	福祉実践教室	体験を通して、福祉を学び理解するための教室を開催します。(車いす・手話・点字・視覚障害者ガイド・高齢者疑似体験など)	教育委員会 社会福祉協議会

③体験学習の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	小・中学生と乳幼児とのふれあい体験事業	小学生、中学生が、乳幼児とのふれあい体験をすることで、「命の大切さ」を学ぶ機会を提供します。	教育委員会
2	異世代間交流事業	小学生と高齢者、幼児と中学生などの異なる世代との交流機会をつくれます。	教育委員会
3	職場体験	市内の中学生を協力企業へ職場体験させ、働くことの大切さ、大変さを体感できるようにします。	教育委員会
4	福祉実践教室 (再掲)	体験を通して、福祉を学び理解するための教室を開催します。(車いす・手話・点字・視覚障害者ガイド・高齢者疑似体験など)	教育委員会 社会福祉協議会

④学習の場の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	とよあけどう塾	勉強する意欲はあるが塾(学習塾や英会話)に通っていない生徒を対象に、土曜日に補充学習を実施することで、基礎的な学力向上を図ります。	学校教育課

⑤子どもの居場所づくりの支援

No.	事業名	事業内容	担当課
1	子ども食堂開設支援事業	学校と家庭以外の場所で大人とふれあいながら子どもが成長できる場所として「子ども食堂」の立ち上げを支援します。	社会福祉課

基本目標2 働きながら子育てする家庭を支援する

(1) 幼児教育・保育の充実

① 多様な教育・保育の提供

No.	事業名	事業内容	担当課
1	保育時間の適切な設定検討	市内の保育所は基本的に7時半に保育を開始します。保護者の就労環境に準じて 18 時半、施設によっては最長 19 時まで子どもを預かることができます。 今後、利用者のニーズを見極めつつ、適切な保育時間を検討します。	保育課
2	3歳未満児保育の拡大(3号認定の保育充実)	増え続ける3歳未満児の保育ニーズに対応するため、未満児保育の実施園の拡大検討及び適切な保育士配置に取り組みます。	保育課
3	多様な運営主体による保育機会の提供	多様化する保育内容に対するニーズに対応するため、公立園の民営化や認定こども園など、保護者が多様な選択肢から選択できるよう検討していきます。	保育課
4	幼稚園教諭、保育士の研修	保育の質の確保のため、研修の実施または研修機会の提供を行います。また幼児教育研究協議会を通じて幼保共通の研修を実施します。	保育課
5	保育士等資格取得支援	子育て支援員研修の受講促進や研修の実施、公立保育所の無資格保育補助者への保育士資格取得支援などを通じて、保育の質の向上に取り組みます。	保育課

② 保育サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	一時預かり事業	労働・職業訓練などのほか、リフレッシュとしての私的な理由も含め、一時預かり保育の利用が可能です。また、急病、災害・事故、冠婚葬祭などの際にも、一時預かりを行います。 幼稚園においては、教育提供時間後も仕事などの様々な理由に対し預かり保育を実施しています。 対応する実施主体ごとにニーズに沿った整備・拡充等を検討します。	保育課
2	病児・病後児保育	公立保育所1園の併設施設にて病後児保育を実施しています。また NPO において訪問型の病児・病後児保育を委託しています。 体調不良児対応型や、より利用しやすく効果の高い事業形態での実施を検討します。	保育課

No.	事業名	事業内容	担当課
3	ファミリー・サポート・センター (ふあみさぼ)	地域において子育ての手助けを受けたい人と行いたい人が会員となり、助け合う会員組織です。相互援助活動の調整を実施します。	子育て支援課
4	家事及び育児支援事業(ママさぼ会員)	出産前後において、体調不良や多胎等により家事や育児が困難な家庭に対し、ママさぼ会員を派遣し、家事や育児の手助けをするものです。ファミリー・サポート・センターでの事業として実施します。	子育て支援課
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(ショートステイ事業)です。現在、近隣市での委託事業を実施しており、今後市内でのサービスは状況を見て実施を検討します。	子育て支援課

(2) 放課後の居場所づくり

① 放課後児童クラブの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	放課後児童健全育成事業	小学校1年から6年生の児童を対象に児童クラブを実施しています。入会希望者が定員を超過した場合には、発達特性からみて育成支援の必要性の高いと考えられる、低学年児童を優先的に受け入れています。	子育て支援課
2	民間学童保育所	市内の民間学童保育所に対し、補助金の助成などにより、活動を支援します。	子育て支援課

②放課後子ども教室の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	放課後子ども教室の実施	新・放課後子ども総合プラン推進のため、実施校や実施回数の増加を図ります。実施にあたっては、国の新・放課後子ども総合プランの方針に合わせ、児童クラブとの一体型や連携型の事業実施について、検討を進めます。	生涯学習課

③学校以外でも子どもが活躍できる場づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
1	豊明市文化系ジュニアクラブ(CJC)の実施	土曜日、日曜日などの休日を、子どもがより有意義に過ごすための文化的活動や体験の場を提供します。	生涯学習課
2	スポーツクラブの実施	子どもの健康や体力の向上及び充実したスポーツライフづくりの支援事業を支援します。	生涯学習課
3	親子ふれあい事業	親子の共同作業で、茶碗や湯飲みに絵付けする「親子絵付け教室」を開催し、親子でふれあえる時間の創出を図ります。	生涯学習課

(3)仕事と家庭生活の調和の実現

①父親の子育て参画の促進と意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
1	男女共同参画講座	「親子(パパ)料理教室」等、子どもと一緒に何かをする機会を提供し、楽しみながら育児を学べる教室等を開催します。	市民協働課
2	男性の育児参加促進	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、夫婦で参加することができる妊娠期の教室を実施しています。	子育て支援課

②子育てと仕事の両立のための意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスに係る制度説明資料の配布	相談窓口等において、育児休業制度や短時間勤務制度の制度概要がわかるパンフレット等を配布します。	子育て支援課

基本目標3 みんなで子育て家庭を応援する

(1)安全・安心なまちの整備

①安全な環境整備

No.	事業名	事業内容	担当課
1	公園の管理	住民懇談会を開催し、公園の改修内容を協議し、必要な整備を図ります。	都市計画課
2	通学路等の安全確保	ハザードマップを紹介します。 子育てマップで「子ども110番の家」を紹介します。	防災防犯対策課 土木課 学校教育課

②子どもの安全・安心の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
1	交通安全の推進事業	幼稚園・保育所・小学校・中学校での交通安全教室を開催します。 交通事故死ゼロの日において、街頭での交通安全指導を実施し、安全意識の啓発に努めます。	教育委員会 防災防犯対策課
2	子ども安心パトロール	青パト車の貸し出しや自主防犯ボランティア団体への資材提供を実施し、子ども安心パトロールを実施します。	防災防犯対策課 学校教育課
3	愛知警察署などによる防犯教室	愛知警察署などによる防犯教室を実施します。	防災防犯対策課
4	安全対策情報の公開	安全安心システムによる情報提供を実施します。防犯・防災情報の提供に特化した「安全安心システム」のサービスである、希望者へのメール配信を実施します。	防災防犯対策課
5	児童虐待防止の啓発	11月の「児童虐待防止月間」を中心に、児童虐待防止に対する啓発を行います。	子育て支援課

(2)地域における子育て支援

①市民活動の支援

No.	事業名	事業内容	担当課
1	市民活動育成事業	市民活動団体の活動者を対象とした講座、一般市民を対象とした講座を開催します。	市民協働課
2	市民提案型まちづくり事業	公益的な事業を行う市民活動団体の自主性などを尊重し、支援します。	市民協働課
3	市民活動情報サイト	市民活動団体やその活動内容をホームページにて紹介します。	市民協働課
4	市民活動情報誌	市民活動団体の紹介をする情報誌「コラボレーション」を作成します。	市民協働課
5	市民交流センター	市民活動団体の中には子どもを対象とした団体も多く、その活動の拠点として利用ができます。また、市民活動登録団体でなくても、フリースペースにはキッズコーナーがあり、親子のふれあいの場を提供します。	市民協働課

②ボランティアの育成支援

No.	事業名	事業内容	担当課
1	ボランティア・コーディネート	社協への登録団体の活動紹介と、人材紹介、及びボランティアフェスティバルでの活動紹介を行います。	社会福祉協議会
2	ボランティアの支援・育成	ボランティア実施団体への支援、子育て支援に参加するボランティアを育成します。	社会福祉協議会

③子育て中の親同士の交流

No.	事業名	事業内容	担当課
1	多胎児の会	0歳から乳幼児の多胎児を持つ親を対象に、子育ての情報交換や交流会を実施します。	子育て支援課
2	子育てルーム	0歳から就学前の子どもを対象に実施し、各日1時間程度、親子遊び、母親同士の交流、子育てワンポイント等を行います。	保育課
3	児童館での母親クラブ	二村児童館や西部児童館にて、母親同士が協力し、育児に関する情報交換や相談を実施します。	子育て支援課
4	家庭教育学級	家庭における教育力を高めるため、親同士が情報交換をしながら、子育てについて学ぶ機会を提供します。	生涯学習課

④地域協働による子育て支援

No.	事業名	事業内容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター「すまいる」「あおいとり」にて、子育てに関する各種相談のほか、母親同士の交流の場づくりを推進します。	子育て支援課
2	児童館の利用促進	児童館は、0歳から18歳未満までの児童のための福祉施設です。子どもに遊び場と遊びを提供し、遊びを通して子どもが心身ともに健やかに成長するお手伝いをします。 新しいイベント実施などにより、利用者増加に取り組みます。	子育て支援課
3	読み聞かせボランティア講座の実施	現在活動中のボランティアだけでなく、次世代に向けてのボランティア養成講座を実施します。 経験者には、次世代ボランティアの育成にも協力していただけるようステップアップ講座を計画します。	図書館
4	ブックスタート事業	3か月児健康診査時、読み聞かせボランティアによる読み聞かせと絵本の配布を実施しています。 (協力:図書館)	子育て支援課
5	幼稚園園庭開放	おおむね月に1～2回程度、幼稚園の園庭開放を実施します。開放日には相談員(担当教員)が常駐します。	保育課
6	子育て家庭優待事業	市内在住の18歳未満の子どもと保護者、妊婦が、協賛店舗で「はぐみんカード」を提示すると、各種サービスを受けられる子育て支援事業です。協賛店舗の拡充とサービスの充実を促します。	子育て支援課
7	利用者支援事業	子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。	子育て支援課 保育課

(3) 育児における経済的支援

①各種医療費・治療費の助成

No.	事業名	事業内容	担当課
1	子ども医療費助成	子ども医療費受給者証を交付します。入院・通院は15歳(中学3年生の年度末)まで無料化を実施しています。	保険医療課
2	一般不妊治療費等の補助制度	不妊治療費や人工授精の費用の一部を助成します。 一般不妊治療等(体外受精・顕微授精・第三者からの提供による治療を除く)に要した費用に対し、2年間の助成を実施します。	子育て支援課
3	養育医療	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費で負担します。	子育て支援課

②各種手当の支給

No.	事業名	事業内容	担当課
1	児童手当	児童の養育者に手当を支給し、家庭生活の安定に寄与することで、児童の健全な育成及び資質の向上を支援します。平成22年度より児童手当を中学3年生の年度末まで実施しています。	子育て支援課
2	児童扶養手当	母親、父親がいないなど、児童が育成される家庭生活の安定と自立の促進のため手当を支給します。(国制度)平成22年度より父子家庭にも支給を実施しています。	子育て支援課
3	愛知県遺児手当	母子家庭または父子家庭などの生活の安定と児童の健全育成のための手当を支給します。(県制度)	子育て支援課
4	豊明市遺児手当	母子家庭または父子家庭などの生活の安定と児童の健全育成のための手当を支給します。(市制度)	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
5	豊明市同居・近居に係る固定資産税相当額一部補助事業	親や祖父母、子や孫と同居や市内での近居をするために新たに住宅を新築・購入し取得した場合、取得した翌年度からの家屋の固定資産税相当額の一部を補助します。	都市計画課
6	三世代同居等支援事業	新たに三世代以上で同居をするために、住宅工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。	都市計画課

2 各種アンケート調査の実施内容

(1) 市民アンケート調査

- 調査地域: 豊明市全域
- 調査対象: 豊明市内在住の就学前児童の保護者
豊明市内在住の小学生児童の保護者
- 抽出方法: 住民基本台帳より、就学前児童 2,000 人、小学生児童 1,000 人の
合計 3,000 人を無作為抽出
- 調査期間: 平成 31 年2月1日～2月 15 日
- 調査方法: 郵送による配布・回収

◆ 調査実施概要

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000	1,075	53.8%
小学生児童	1,000	551	55.1%
合計	3,000	1,626	54.2%

(2) その他関連調査

【事業所・団体調査】

- 調査対象: 豊明市内の事業所12施設及び子育てに関連する団体14団体(児童館含む)
- 調査期間: 令和元年5月～6月
- 実施方法: 郵送による配布・回収

【グループインタビュー】

- 調査対象: コスモス児童館、子育て支援センター「すまいる」の利用者
- 実施方法: 複数人に同時質問するインタビュー形式

グループインタビュー概要

- コスモス児童館利用者: 11 名
- 子育て支援センター「すまいる」利用者: 9名
- 両施設の職員
* 人数については、その場の状況により変化があったため、おおよその人数となっています。

3 策定経緯

実施時期	審議の概要、実施内容等
平成 30 年 12 月	第3回子ども・子育て会議 ①アンケート調査の設問について ②唐竹小学校跡地の活用について
平成 31 年2月	ニーズ調査の実施 実施期間:平成 31 年2月1日～2月 15 日 対象:就学前児童 2,000 人、小学生児童 1,000 人
平成 31 年4月	第1回子ども・子育て会議 ①アンケート調査結果報告 ②ヒアリング調査について ③ワークショップの実施について
令和元年7月	第2回子ども・子育て会議 ①事業所調査、グループインタビュー結果報告 ②計画骨子について
令和元年 11 月	第3回子ども・子育て会議 ①計画素案について
令和元年 12 月	パブリックコメントの実施
令和2年3月	第4回子ども・子育て会議 ①計画について

4 豊明市 子ども・子育て会議運営規則

○豊明市子ども・子育て会議運営規則

平成26年9月26日

規則第28号

改正 平成30年3月23日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市附属機関設置条例（平成26年豊明市条例第34号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、豊明市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体の代表
- (3) 教育関係者
- (4) 保健又は福祉関係者
- (5) 保育関係者
- (6) 商工関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 前項第7号に規定する者は、別に定めるところにより公募することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って別に定める。

附 則


この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

5 豊明市 子ども・子育て会議委員名簿

氏名（敬称略）	所属	要件
鈴木 裕子	愛知教育大学教授	学識経験者
杉山 由賀里	東名古屋豊明市医師会	保健又は福祉関係者
松島 直子	豊明市民生児童委員協議会 児童福祉部会長	福祉団体の代表者
原 智子	豊明市社会福祉協議会代表	福祉団体の代表者
桑原 久和	豊明市教育委員会 学校支援室長補佐	教育関係者
長谷川 国大	愛知県中央児童・障害者相談センター	保健又は福祉関係者
石田 洋子	愛知県瀬戸保健所 健康支援課地域保健 G 課長補佐	保健又は福祉関係者
山田 縁	マミーナ保育園長	保育関係者
石田 英城	星の城幼稚園長	保育関係者
山崎 眞代	西部児童館母親クラブ代表	保育関係者
石原 正枝	豊明なかよし保育園長	保育関係者
山田 正美	豊明市商工会	商工関係者
稲垣 祐子	市民公募	その他市長が必要と認める者
時高 厚子	市民公募	その他市長が必要と認める者

The page features two decorative blue circles. One is a large circle on the left side, and the other is a smaller circle positioned below and to the right of the large one. The text is overlaid on the large circle.

第2期豊明市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1-1

TEL. 0562-85-3950 FAX. 0562-92-1141